

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月22日 午後1時30分		
	延 会	3月22日 午後4時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第7号

平成24年3月22日（木曜日）

1. 開 議 午後1時30分

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第6号	今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第8号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第9号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第10号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第11号	今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
7	議案第12号	今帰仁村保育所設置条例及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
8	議案第13号	今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	質 疑
9	議案第14号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
10	議案第15号	村道路線の認定について	質 疑
11	議案第16号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	質 疑
12	議案第17号	あらたに生じた土地の確認について	質 疑
13	議案第18号	字の区域変更について	質 疑
14	議案第19号	あらたに生じた土地の確認について	質 疑
15	議案第20号	字の区域変更について	質 疑
16	議案第21号	平成24年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
17	議案第22号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
18	議案第23号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	質 疑
19	議案第24号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
20	同意案第1号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑
21	同意案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑
22	同意案第3号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午後1時30分)

去る3月12日の会議における「村長施政方針」について、お手元に配付されておりますとおり、村長より会議録掲載申し出がありますので、村長より説明をさせます。これを許可します。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 3月12日の「村長施政方針」において、一部読み落としがありました。これにつきましては、議長において会議録に掲載されるよう申し出を行いました。今後このようなことがないよう努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 この際、理事者の皆様へ申し上げます。今議会におかれまして、あまりにも誤字、脱字が多くお見受けされます。以後、二度とこのようなことがないよう緊張感を持って会議に臨まれますよう強く要望いたします。

日程第1. 「議案第6号 今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第3. 「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第4. 「議案第9号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第5. 「議案第10号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第6. 「議案第11号 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」

て」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第11号 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

提案理由には、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の一部の施行に伴い、社会教育法第30条第1項が改正されるためとありますが、対照表では任期の中に5名、いわゆる人数はそのままなのですが、その(1)、(2)、(3)が省略されておりまして、教育委員会が委嘱するとなっています。これはどういう内容なのか、またどういう理由なのか説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

平成23年の文科省令第42号の改正に伴って、教育委員会法の第30条第1項なんですけれども、その9の中で法第30条第1項第1号に該当する者が2人、この2人というのは、学校教育及び社会教育の関係者、法第30条第1項第2号に該当するもの1人ということは、家庭教育の向上に資する活動を行う者ということだろうと思います。第3号の法第30条第1項第3号に該当するもの2人ということは、学識経験者2人ということでありましたけれども、法改正に伴って、この文言はなくて新しい法令、審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の者の中から教育委員会が委嘱し定数は5名とするということ。定数5名ということは、各市町村の独自の定数でございますけれども、そのほかは一応法改正に伴って、こういうふうにしなさいという指導がありまして、こういう改正になったわけでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時39分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、課長の説明で何となくわかったような感じですが、審議会の委員の選定基準をもっと緩和したと理解するんですが、審議会というものは基本的にはどのようなことを審議するわけですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

審議会は年2回行われます。今年は8月に1回行いまして、例えば公民館教室とか、高齢者学級とかの計画、こういう計画がありますけれども、どうですかということ。また新しいもの、例えば教室とかやりたいものはないですかという提案をしていって、8月の計画をする中で、こういうのがありますということ、こういうのをやりますということで、みんな提示するわけです。あとは3月に行われましたけれども、あとは総括、こういうのをやりまして、何名が集まりました。結果どういうのをやりました。実績報告ということでやっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第12号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第8. 「議案第13号 今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第9. 「議案第14号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第10. 「議案第15号 村道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第11. 「議案第16号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第12. 「議案第17号 あらたに生じた土地の確認について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第13. 「議案第18号 字の区域変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第14. 「議案第19号 あらたに生じた土地の確認について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第15. 「議案第20号 字の区域変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後1時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時45分)

日程第16. 「議案第21号 平成24年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

これから歳入の質疑を行います。歳入1款村税から7款ゴルフ場利用税交付金までの質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 歳入1款から7款の間で質疑を行います。

13ページ、1目と2目に関してなんですけれども、再度この予算の、前回から個人に関してはふえた人数と所得割に関して、あと法人税の前年度と減額になった、その辺の詳細に関して説明を求めます。

それと14ページ、1目1節現年課税分の償却資産に関して、詳細のほうを求めます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたしたいと思います。

13ページ、1目個人、均等割のほうは人数の増。こちらにありますように2,813名ということで、30名ほどの増が出ておまして、その分の増になっております。所得割等に関しては、この計算をするに当たって、平成23年度のデータをもとにシステムに打ち込んで、それに収納率等を勘案して、計算して算出されております。それでこれだけの増になっておりますけれども、計算としては今年度の実績をもとに勘案して出した数字ということです。また別の観点からは、これは算出上はまだ出てこないんですけれども、平成24年度の課税からゼロ歳から15歳以下の年少控除、これは1人当たり33万円の控除額があったんですけれども、これが撤廃されております。それによって15歳以下の子供を抱える家庭、そういった家庭から多数の人の住民税も増額が見込まれております。そういった税額はこれから今課税計算をしているところですので、数字として幾らということはおしえませんが、そういった形でも増額は見込まれております。

14ページの固定資産税の償却資産に関してですけれども、これは大きいのが1つ、平成23年度の予算編成時にはなかったものが平成24年度の予算編成時には出てきているということで、これは運動公園の近くにある風力発電機、それは1基ですけれども、その償却資産の増によるものでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 さきに14ページの償却資産のほうから聞きます。ちょっと私も償却資産というのはわからなかったんですけれども、今、風力発電のところということで、村の土地を売ったものということで理解してよろしいですか、どういう…。ちょっと休憩。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後1時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時52分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 それでは答弁に漏れがあったようですので、償却資産ということです。主

に企業等が有する機械設備、そういったものに対する課税です。これは1月1日を前提として申告主義になっています。例えば最近リースが多くなりはしましたけれども、建設会社におけるユンボとか、トラック、その他酒屋だったらいろいろな機械設備があります。そういったものもろもろを含めた償却資産の今帰仁村全体の金額が今この4,689万円で、増になった分というのが、去年と比べて増になった分だけを説明しましたので、先ほど申し上げた風力発電のものということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 償却資産の意味はよくわかりました。これが増になるということは企業の設備投資とか、経済が活気づくという数字になるということで、今後こういった資産とかの数字を注目していきながら、企業の活動というものに対して気を配っていきたいと思います。

それと個人の均等割のところ、今回、前年より約30名近く増ということで、この2,813名というものはどういった方なのか、ちょっとここも私の勉強不足だと思うので、この人数がどういうふうになって出てきたのかを教えてくださいませんか、詳細をよろしくお願いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 均等割をもつものと、もたないものもありますけれども、主には企業で働く人たち、そういったものは源泉ちゃんと押さえられていて、大体が均等割をもったりするんですけども、今申告の時期は終わりましたけれども、農家なり、営業者なり、申告によって、まず収入があって、所得があって、それからまた先ほど言いました配偶者控除とか、年少控除などもありますけれども、そういったものを差し引いて、それから税額を計算するんですけども、その中から均等割をもつものと、もたないものというふうには、課税者と非課税者に分かれます。ですからそのもつものがどういった人たちであるかというのは、一般サラリーマンであったり、申告の内容によっては営業者だったり、農家の人も中にはいます。そういった形でさまざまな形、分野で均等割をもっている人です。もっていない人に分かれるという状況でございます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、均等割で基本的には大部分は雇用者が主流になる、全部とは言わなくても大部分が雇用者が主流になっているということで、今回3,000円掛ける2,813名ですけども、先ほど村税のプラス500円があるけれども、これはあれが通ると3,500円になるということなのか、再度お伺いしたいということと、所得割に関して平成23年度のデータをもとに算出したということで、この前の補正のときでも大分経済状況から所得が減った形で減額補正されていた部分も十分あったので、その中からあのデータをもとに打ち込む話なのか、それとも平成23年度の新年度の予算にプラス均等割での人数がふえたから、計算上は所得割の歳入の予算がふえたという計算上のことなのか、この辺、再度詳細を…。これだけ法人の村税に対する割合が大分減っている中で、個人に対する所得割の部分は普通大体比例するのではないかと、企業が停滞するときや、経済が停滞するときは個人の所得というのも落ちると思いますし、法人は大分落ちています。平成23年度、新年度においては半分になっています。でも個人の所得に関してはふえている、今、所得割の計算をしたら。なかなかこの辺のデータの根拠というもののなかで、なかなか経済を読み切れていないデータというか、ソフトなのかと思ったりもする部分があるんですけども、その辺、再

度どの辺の部分から平成23年度をもとにという話をしているなら、この辺、再度お伺いしたい。一応3,000円が3,500円になる話なのかどうなのかということと、法人税がこれだけ半分以上に、歳入が予定しているのに個人の所得割のほうはデータ上、多くなるというところの根拠、詳細をまた再度お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かに条例改正で平成26年度から平成35年度まで均等割は3,500円になります。これは平成26年度からということで、まだ先の話ではあるんですけども、条例改正でそういうふうになります。それと所得割がふえているのは、このデータを出す書類を見たんですけども、五、六枚ぐらいの帳票を出した上で、あくまでも今年度の実績を踏まえて、それでもやはり調定が伸びていると。調定が伸びて、それに対して収納率は大体このぐらいだろうと掛けて出してみると、やはり税額は伸びざるを得ないという計算上の伸びとなっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 データがそういうことであるという話ではあるんですけども、なかなか法人の場合のデータを打つと半分以下になるのに、個人を打つと、どうしてもなかなか理解ができない部分がありますので、ぜひこの辺、やはり経済状況とか、そういったのもちゃんと勘案しながら、税のところはやはりこの地域の実情というのをちゃんと把握して、また平成26年度から500円アップするというのは、先ほど私は質疑をするのをタイミングを逃してしまって、実は申しわけなかったんですが、ここでもう一回、なぜ平成26年度に…。最後の質疑になるので、もう一度、今地域の経済状況も含めた中での今後の所得割の見通しを住民課長としてどのように考えているのか、村長のほうもこの辺の住民の所得に関しては、今後どのように見ているのか。担当課の認識とまた村長の認識をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

先ほど別の観点から述べましたけれども、今年度の課税からゼロ歳から15歳以下の年少控除がなくなって、今まで非課税者だったものが課税をもつようになるもの、あるいは少しだけ課税されていたのが増額される課税のものというふうに多数の住民税の増額が、調定ですね、見込まれるということで、これからは若干法が改正されない限り、調定額は伸びていくものだと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど担当課長のほうから答弁のあったとおりに思いますけれども、予算が計上されているわけですが、その予算を組むときに経済状況というのも勘案する必要があるということではありますが、今後、その辺は検討をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 14ページ、歳入、固定資産税の先ほどありました風力発電の4,680万円、これは土地だけのあれか、それとも売却した電気料も含まれているのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

土地は全く入っておりません。発電の売電も入っておりません。風力発電のシステムそのものです。それにかかる償却資産の課税ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これは毎年、15年ぐらいあると思ったんですけれども、償却まで。毎年このぐらい入ってくるわけですか。それとも徐々に下がってくるんですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時05分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

毎年少しずつ下がってくると思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳入1款から7款までの質疑を終わります。

これで一般会計の質疑を終わります。

次に歳入9款自動車取得税交付金から22款村債までの質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 31ページ、歳入、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金3,500万円の農業費分担金、畜産担い手育成総合整備事業の内容の説明を求めます。

それと39ページです。歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目の教育費国庫補助金の3節社会教育費補助金の3,300万円掛ける10分の8の金額の社会教育費補助金の今帰仁城跡史跡保存修理事業、どういう修理なのか説明を求めます。

次に45ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の4節水産業費補助金2,700万円、水産物供給基盤機能保全事業の詳しい説明を求めます。

次の46ページ、16款県支出金の5目商工費県補助金の5節沖縄県重点分野雇用創造事業補助金の地域資源活用観光ビジネスモデル事業373万9,000円と、新商品開発・品質管理事業328万1,000円、どういうモデル事業で、どういう開発なのか詳しい説明を求めます。以上。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず3点あったかと思います。1点目の31ページ、13款1項1目農林水産業費分担金の1節にあります農業費分担金、これについては畜産担い手育成総合整備事業ということで、事業主体が農業開発公社が主体となりまして、国、県の補助を受けまして、この分担金は受益者の分担金の額でございます。ちなみに3名の分担金でございます。

2点目の45ページ、16款2項4目4節の水産業費補助金、水産物供給基盤機能保全事業、これにつきましては、今回古宇利漁港、運天漁港の建設以来、二十数年がたっておりますので、その機能保全について

どの程度の機能を保持しているか、また改修にはどの程度かかるか、その調査設計ということでございます。そしてこれが3,000万円を予定しております、国の10分の9の補助率で2,700万円を予定しております。

3点目の46ページ、16款2項5目商工費県補助金、5節沖縄県重点分野雇用創造事業補助金、これはいわゆる雇用対策の事業の中で、まず1点目の地域資源活用観光ビジネスモデル事業373万9,000円の使途でございますけれども、これは今、2月20日に発足をいたしました今帰仁村観光協会の運営に対する補助でございます。もう1点目は、新商品開発・品質管理事業といたしまして、328万1,000円となっておりますけれども、これは村内の黒糖製造業者であります共栄社が今回これの助成を受けまして、黒糖の新商品開発に向けての雇用と、その品質管理業務に対する助成でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

39ページです。15款2項ですけれども、6目3節の社会教育費補助金の今帰仁城跡史跡保存修理事業、この事業は今年までなんですけれども、これは今帰仁城跡活用推進事業という事業、事業名がちょっと変わっただけなんですけれども、この目的は今帰仁城跡の史跡整備を行い、保存と活用を図るのが目的で、事業は今帰仁城跡の史跡、地域の整備事業、これは主に発掘と石垣の修理です。今回、平郎門の右側のちょっと奥の、右側なんですけれども、そこの石垣を修理する。また発掘の予定であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 33ページです。歳出、14款使用料及び手数料の3項農林水産使用料の2節の林業使用料、今帰仁村茸生産出荷施設使用料1,029万6,473円の内容、詳細について説明を求めます。

次に50ページ、17款財産収入は49ページからスタートしていますが、1節の土地貸付収入の808万3,000円の中で、次の50ページ、説明の西日本電信電話から同じく下の西日本までの1、2、3、4、5、これは去年にない新設の財産収入となっておりますので、この説明を求めます。

それから次、54ページです。19款1項1目繰入金で1億8,740万円の中の、これも新しい基金ですが、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金850万円、職員退職手当基金の4,700万円、この2つの説明を求めます。

61ページ、21款諸収入の4項雑入の中ほどにあります太陽光発電余剰金のコミセンと保育所の25万円と40万円の説明、それからその下の城跡、収入にあります、4節の今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料の8,600万円の説明と、その下の同じく歴史文化センターの費目存置です。この2つに分けている理由、この説明を求めます。

もう1つ、63ページ、22款村債、1項3目農林水産債の村づくり交付金で東部地区の2,500万円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず33ページです。14款1項3目農林水産使用料、2節林業使用料1,029万6,000円、これの内訳です。現在、使用しております、契約をしておりますえのき工場の金額が328万9,650円、今回、建設中でありま

す茸第二生産施設のこれは予定ということでありまして、700万6,823円でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。所管しております50ページの財産収入の1項の草地個人貸付分です。これは新規になっておりますけれども、呉我山にある草地でございます。貸付者は4名に貸し付けております。明細を申し上げますと、第1番目の方には11万8,925円、次の方が9万3,925円、次が12万3,625円、4番目の方が11万6,675円、以上でございます。草地、今は50ページ、自分が所管しているところを言いまして…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時22分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

歳入、50ページ、17款1項1目の財産貸付収入、今回新規で西日本電信電話沖縄支店と、それから屋部土建、これは古宇利の工事現場ということでございます。それと西日本については電話柱の設置等がございます。それから先ほど土地の貸し付けについては、経済課長からありましたとおり、これも新規ということ。それから西日本電信電話、これは競り市場内の電話ということで、これらの新規の増によるものでございます。

それともう1つは、54ページの19款1項繰入金、1目繰入金、まず退職手当基金についてでございますけれども、今回これにつきましては新規計上ということでございますけれども、平成24年度から退職手当負担金、沖縄県総合事務組合に対する負担金がありますけれども、総合事務組合の財政がひっ迫しまして、平成24年、平成25年、平成26年、3カ年間、特別負担金として今帰仁村においては4,700万円の負担が3カ年間負担することになります。これに伴う退職手当金の繰入金でございます。

それから今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金につきましては、むらづくり応援基金に基づく該当する事業の歳出における予算計上に伴う繰入金でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

61ページ、21款4項4目2節雑入についてです。2節の下のほうにございます太陽光発電余剰金(コミセン)のほうから説明したいと思います。25万円の計上につきましては、平成23年度実績の見込みで計上しています。3月については、まだはっきりした数字が入ってございませんけれども、年間の平均を足して24万円、実績見込みが24万1,872円がコミセンの売店の金額の見込みでございます。あと今帰仁保育所につきましても同様の計算で、3月は見込みです。見込みで38万8,352円が実績の見込みでございますけれども、40万円の計上をしてございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

61ページですけれども、4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入場料ということで、これは平成22年度の実績に基づいて計上しております。あと5目ですけれども、平成17年度から城跡と文化センターが共同チケットになりまして、交流センターのほうで販売しているんですけれども、例えば費目存置で置いているんですけれども、特別なにか特別展というんですか、また特別にやっている方は、歴史文化センターだけで入場することもあり得るだろうと費目存置で置いております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時31分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

まずは50ページの貸付収入の新規の増分についてでございますけれども、まず第1点目には西日本電信電話(株)沖縄支店のほうです。これは天底、仲福原です。学校用地のほうに設置された電柱ということでありまして。それから屋部土建、これについても新規の増でございますけれども、古宇利におけるパイン園の工事現場の件でございます。それから次に草地貸付分です。個人貸付分、これは呉我山のほうでございますけれども、貸し付けの相手方については4件の農家の方々、畜産農家の方々でございます。

それから西日本電信電話(株)については、競り市場内の電話柱ということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

63ページ、22款1項3目1節農業債の中で東部地区の2,500万円の計上されているものですが、これについては東部地区が勢理客、天底、湧川、呉我山で事業を行って来ますが、その全体の事業費が1億5,600万円の事業費になっています。そのうち県補助金として歳入で入ってくる金額が1億2,792万円、これは45ページに計上しているものです。その残りのものが今2,808万円になっていますが、そのうちの2,500万円を借り入れで行う予定で今計画されています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

33ページからです。農林水産業使用料の今課長から説明がありましたけれども、今帰仁村茸生産出荷施設の使用料は第一、第二の両方の合算だと理解しています。328万9,650円が第一で、これまでと同様、今年からいわゆる新しく新設できる第二が706万8,020円といったのか、この予算計上は去年の12月ごろだとは理解していますが、第二工場については年度内完成は無理だと理解しています。参考までにですが、予定では観光は何月ごろになるのか、この予算についての配分は今までの90%から80%に落ちていると思いますが、これは年間使用料だと理解していますが、これは年間の計算にはならないと思いますので、再度、答弁を求めます。第二工場の引き渡し時期から来年の3月までの期間を計算した場合、この金額は計算できないのではないかと。予算計上の時期との絡みから、減額してもよかったのではないかと思いますので、この件について再度答弁を求めます。

それから先ほどの50ページの件ですが、毎回財産収入の件は一応チェックしているんですが、ふえるのが少しずつあって、今回の場合は4件が一挙にふえていまして、金額は小さいんですが、なかなかわかり

にくいところがありまして、貸付収入とかはもう少し説明を細かくしてほしいと思います。草地個人貸し付けについては、特に村民も要望がありまして、我々もそういうのに一応聞かれるわけですので、この中で草地貸し付け、電信電話とか、屋部土建とかは理解しました。この草地貸し付けですが、4件で45万3,000円ということでありますが、これは草地の値段というか、価格は決まっていると思うんですが、単価、平米なのか、坪なのか、その計算、単価の詳細まで再度答弁を求めます。

それから新設の54ページです。うるおいと安らぎのむらづくり、これは今回の先議の中でも出てきておりましたけれども、基金の使い道としては、1,500万円ほど今あると総務課長答弁がありました。それに関連することではあるかと思うんですが、この基金、850万円、今後の使い道はどうなっているのか。今年当初予算から既にもう基金を積み立てると。今回がスタートだと理解しています。この使い道です。補正の中でも答弁がありましたけれども、再度そこについて説明を求めます。

51ページ、先ほど説明がありました。雑入の中のコミセンと保育所の余剰金、これは課長の現場説明でもありましたが、61ページです。訂正します。61ページ、歳入の4項雑入の太陽光発電余剰金の2件です。これは現場説明でもありましたけれども、私が理解しているのは、コミセンと今帰仁保育所については、現場を直接見て聞いたわけですが、今帰仁保育所は余裕があると聞いたんですが、コミセンは余裕がないと聞いているんですが、やはり余剰は出ているわけですね、25万円。当初はコミセンだけで足りないと思っていたわけですが、それについては実際1年、2年たったところで出てきたのではないかと思います。再度答弁を求めます。

それと下の今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料400万円増になっています、今回は。文化センターの入館料の予算として8,600万円、前回より400万円、去年よりふえています。この1年、毎年、毎年入館者がふえていると理解しているわけですが、現実に去年とどのくらいふえたのか。このとおり右肩上がりでもまたふえていくことが予想できるのか、そのふえた分の400万円だと理解していますので、再度数字を示してもらいたい。それから下の費目は先ほどの課長の説明、文化センターの入館料はいわゆる入場料とセットになっていると理解しているんです。この下の入館料というのはどういう意味があるのか。去年も費目だけで決算に出ていないと思うんです。そうでなければこの5目は廃止してもいいのかなと思うんですが、これについてはちょっとわかりやすい説明を再度求めます。今の400万円追加の根拠の数字も。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

14款1項3目農林水産使用料の2節の林業使用料の中で、第二については減額して1年分ではなくて予定する分を計上すべきではなかったかという御質疑だったかと思います。それについては当初予算の編成は12月初旬ぐらいから始まるものですから、その中で、国に対してもその時分まではまだ繰り越しの話は出ていないような状況で、その整合性と国に対する繰り越しについては、現段階も調整中のございまして、5月中旬ということでも国には示しているんですけれども、その辺の国の総合事務局農林水産部内の林務水産課内では一応決裁ということはやっているんですけれども、これが財務に上がりまして、今財務との調整ということでもあります。12月時点では対外的には3月だということでも、国との整合性もありまして、そ

ういうことになっています。近い6月議会においては当然、減額という段取りをとっている状況でございます。

もう1点の草地の貸し付けについては、直接、今契約書は持っていないんですけれども、平米25円程度ではなかったかと思っておりますけれども、後ほど草地開発、坪だったか、ちょっと待ってください。失礼しました。坪25円だったと記憶しています。記憶といいますか、今見ましたら25円でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの質疑にお答えいたします。

54ページの19款1項1目繰入金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございますけれども、むらづくり応援基金につきましては、これまで質疑等に対してもお答えしてきたところでございますけれども、基金残高も現在1,458万7,916円ということでお答えもしているところでありますけれども、今回、平成24年度予算編成に当たり、850万円の基金を取り崩しいたしまして、これから当初予算に歳出に充てていくという使用目的に沿った歳出に計上しているということでございます。そういうことで、今後とも基本的には寄附金の6項目の使途事業がありますけれども、やはり寄附者の希望に、意思に沿った形で活用していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

61ページ、21款4項4目2節雑入の太陽光発電余剰金、コミセンと今帰仁保育所の件につきまして、余剰金があるのかという御質疑ですけれども、その表記のとらえ方に少し、買って余りがあるのかというとらえ方をされているようなニュアンスに感じました。その件につきまして、電気料につきまして、電力から購入した分が241万6,621円、電力に売った分が24万1,872円、役場の歳入として入ってきたのが24万1,872円で、今回のコミセンの計上の金額のベースになっております。同じく今帰仁保育所につきましても電力から購入した電気が127万1,648円、売った料金が38万8,352円で、余剰金の表記は少しおかしいかなと感じましたので、以後、訂正してわかりやすいような表記にしていきたいと思っております。売った分と、歳入と歳出を別個に計上する形になっておりますので、そのように計上した次第でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

400万円ふえたということでありましてけれども、今帰仁城跡の入場料は平成20年度をピークに、平成21年度約8,900万円、平成22年度が8,600万円、減ってきているんですけれども、ただ、いつも予算を組むときは、歳入欠陥も一応予想されますので、若干少なめに計上しておりました。しかし、今度は平成23年度はふえてきていたんです、12月までは。それで少しふえてくるだろうと予想される中、平成22年度の実績に基づいて8,600万円を計上してあります。次の歴史文化センターの費目存置でありますけれども、特別に歴史文化センターだけの企画、特別展をやる可能性もございますので、どうしても費目存置を置きたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時47分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時47分)

ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 質疑を行います。29ページです。1目1節、2節、地方交付税と特別交付金、地方交付税が今回、平成24年度で増額と、特別交付税が平成23年度に比べたら減になっているんですけども、増になった理由と減になった理由、その詳細を説明求めます。

それと33ページの3目2節、先ほど寛政議員のほうからの質疑の中の補正で再度お伺いしたいんですけども、今、総合事務局からは林務課はオッケーで、財務課はまだという話をされていたが、この辺の詳細、どういう意味なのか説明を求めます。

それと44ページ、2目の1節老人クラブの助成事業で、平成23年度の補正で減になって、前年度、平成23年度の予算では69万円を見られていますが、この53万円に、今後これは県の助成金は減っていく傾向であるのか、何か時代と逆行しているのではないかと思うんですけども、その辺の詳細説明を求めます。

それと59ページの4目2節の雑入の一番下、村民の浜の使用料、この村民の浜の使用料があるのは何か撮影でも使ったのか、この辺、詳細と、次のページのなきじん研究販売、去年もこの金額があつて、今年もあるんですが、これはどういうものなのか詳細を求めます。

それと63ページの7目1節その他債ということで、村債を起こしたんだと思うんですけども、今回ちょっとこれを聞いてみようと思ったので、その辺の詳細を説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは座間味議員の質疑にお答えいたします。

歳入29ページです。11款1項1目地方交付税、対前年度4,270万9,000円ほど増額計上しておりますけれども、この理由といたしましては、平成24年度については去る東日本大震災とか、あるいはまたそれに伴う復興事業等によって、経済の低迷とかという関係で、地方交付税についても減額が予想されておりましたけれども、景気がいろいろと国の政策によって好転に転じるという状況の中で、普通交付税が約0.4%、まあ1%には達しませんけれども、増の見込みということから、去年度に対して増額の計上をして歳出に充てております。それから特別交付税については、平成23年度に対し5,000万円の減となっております。これについては、先ほど申し上げたとおり、東日本大震災によって特別交付税の性格からも災害に優先して充当するという性質のものでありますから、これについては災害地に国の第一次、第二次、第三次補正という中で、災害地に対する配分が傾斜しておりますので、そういう形で特別交付税については減の計上をしております。それから歳入63ページ、これはその他債ということで、臨時財政対策債、若干性格を申し上げますと、これは普通交付税の一部です。概念としては入っております。ただ、この臨時財政対策債というのは、本来、地方交付税として配分すべきところを、国の財源等の関係で交付税が不足した場合に、個々の自治体が地方債という形で立てかえておいて、期間を明確にして、全額を後年度また地方交付税で補てんをするという性格のものであります。そういうことで、この臨時財政対策債については、起債を起こすという形で、発行するということになりますけれども、この元利償還額については、その全額を後年度、地方交付税で補てんをする、されるというものでございます。今回、前年度よりも当初予算では2,500万円ほどの増となっておりますけれども、前年度においても9月の補正で補正をしまして、大体同額程度に

なっております。それと、この臨時財政対策債の発行の額については、普通交付税算定の際に発行可能額が各市町村算出されてくるということになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

33ページです。14款1項3目の2節林業使用料の中での御質疑だったと思いますけれども、御説明いたしますと、国庫の繰り越しの手順といたしましては、農林水産省の所管している国庫補助事業ですので、農林水産省の、ここで言いますと、林務水産課に一応調整にあがります。その後、農林水産省の会計課に行きます。会計課を通りますと、いよいよ財務との調整という段取りになっております。確かに御指摘のとおり、10月27日の契約の議決だったものですから、その時分からできるのではないかとということも御指摘の一部かと思っておりますけれども、実はそういうシステムの中で、いつごろこの段階という国のシステムがございまして、時期がありますので、その繰り越し必至であっても、そこでは調整は一応対外的には補助金交付要綱の中では年度内で納めるということでありまして、年を越して、この時期には会計課と調整していくと。今の状況は会計課を一応通りまして、財務と。いよいよ最終段階という状況の中でございます。そういうことがございまして、先ほどの予算計上になっている状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

44ページ、16款2項2目1節社会福祉費補助金の老人クラブ助成事業を計上してございます53万5,000円の件についてでございますけれども、確かに前年度、当初予算では69万円計上してございました。先の補正予算におきまして15万5,000円の減額です。これは県の実績ベースでの金額になっております。今回の計上につきましても、平成23年度の実績で当初予算を計上してございます。その理由としましては、県の補助金の協議書というのがございまして、老人クラブの助成の決定が毎年5月ごろの各市町村、今帰仁村の老人クラブの会員数の実績を求めて、その会員数の30人以上の会員が補助対象の事業となります。それをもとに、補助申請はするわけでございますけれども、県のほうとしましても予算の範囲内という枠がございまして、その枠内で前年度実績を下回ることもありますということでの県の補助金要綱にございまして、予算計上としましては前年度の実績を踏んで計上するのが妥当かということで計上してございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

59ページ、雑入の一番の下、村民の浜使用料ですけれども、その使用料はシャワー使用料でございます。

次の60ページ、なきじん研究販売、同じ計上でございますけれども、これは1巻から約20巻近くまでできておりますけれども、値段が全部まちまちでございまして、1巻が約1,000円から2,000円の間で平均しますと1,500円です。これの大体150冊を見込んで計上しております。なきじん研究という冊子があるんです。それが1巻から20巻まで発刊しているわけです。1巻ずつ全部値段が違うわけですけれども、1,000円から2,000円の範囲で、平均しますと1,500円、その150冊を計算して、約150冊ということで計上しております。文化センターと個人販売をしております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時02分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 質疑にお答えいたします。

平成24年度の普通交付税については、要するに総額として0.4%ふえた形ではありますけれども、個々の地方公共団体、例えば今帰仁村においては先ほど休憩中でしたが、お話ししましたとおり、基準財政需要額と、それから基準財政収入額の差額が不足額が交付されるというのが、要するに普通交付税の仕組みとなっていると思います。そういうことで、いろんな要因があると思いますけれども、歳出が基準財政需要額がふえて、それから基準財政収入額が減れば、当然、交付額はふえていくということになると思いますけれども、また逆に、基準財政収入額、例えば税込、これについては100%見るわけではありませんので、町村については75%、それを基準財政収入額として算定すると聞いておりますけれども、そのように歳入と歳出の増減によってもこれが普通交付税の交付額が変わってくるということで、今回ふえたということはやはり歳出がふえて、歳入が減ったと。細かくこれを分析にいくのはまた膨大な資料がないと、算定表がないとできませんので、そういうことでひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、地方交付税に対しての増額に関して、やはり交付税というのは基礎財政というか、あれの中で足りない分を補てんすると。一瞬増額になってうれしいなという思いはあるんですけども、その分、村の税込が減った形で国が補てんしたと。その辺も一概にふえることがいいのか。この数字を見るとやはり今の話で行くと、収入が減ったために地方交付税がふえた要因も大いにあると。その辺でやはり数字の裏にはいろいろと村の厳しい状況というものがあるな。ほんとだったら地方交付税に頼らない、国に頼らないぐらいの財源力があればいいんです。これは町村単位では無理な話で、こういう中で厳しいところも国が支えながら、地方の財政を支えているんだなというのは実感いたしました。この辺やはり自主財源というか、それはやはりこっちの地域の実情をちゃんと的確にとらえて、それをあげていきながら地方交付税の割合も減らしていくのか。自己財源比率のパーセンテージを上げていく努力というのはすごい大切だなと。だからこそ先ほど村民税のことで、やはり税込に関することに対しては、やはり数字の裏には厳しい実情があるということだけは御理解、行政のほうももっともっと数字を見て行って、地域の実情を追って行ってほしいと思います。

それとあと茸の施設に関して、収入のところで農林水産部のほうは通過したと。あとは財務課だけの問題だということで、一応5月いっぱいでは工事のほうは終わると思うんですけども、その辺でこれまでは財務課のほうも通れば予算的に問題ないと思うので、その辺は全く村が先に負担することがないのか、この見通しをお伺いいたします。

あと老人クラブに関してなんですけれども、前年に比べてこういう形で、5月の状況を見て、また減るかもしれないと。やはり老人クラブの組織というのは、老人はふえているんですけども、組織はだんだん会員は減っていている状況なのか、この辺は今30名でしたか、その人数は減っていくような形で、お年寄りもふえているんですけども、老人クラブの活動というのはなかなか規模が小さくなって行って、同じ活動が前みたいな形、前は活気があったようなイメージがあったんですけども、この辺、今老人ク

ラブの実情というか、その辺、今わかる範囲でとか、どういう形で年々縮小していつているような形なのか、この辺、再度お伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

正直難しい答弁になろうかと思えますけれども、確かに見通し、農水省の段階というのは通って、一番難関であります財務に向かっていますので、その辺また宿題が出たり、返したりというのが多少出るのかと、仕事ですね、これは事務的なものです。財務に渡っていますので、これまでの農水省林務水産課の意見等を伺っていますと、まずまず大丈夫ではないかとは聞いておりますけれども、この財務とのやりとりがまだ少し残っているという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑は、老人クラブの活動の実態について、どういうことになっているかということであると思えます。現在、平成23年度は今婦仁村は18の単位老人クラブがございます。その中で1クラブが30人を割りまして、補助金の対象外ということで減額になっております。現在の老人クラブの現状といいますと、毎月社協の老人クラブの事務局がございます。そのこのほうで定例会等、連合自体については活発でございます。ただ単位クラブの字の活動が地域によって活発なところと、また少し会長になったら忙しいとか、いろんな云々のものがありまして、地域の組織が弱いような傾向がございますので、保健福祉課を含めて、生涯学習課を含めて、各団体組織の活性化に向けてこれから頑張っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 老人クラブのことにに関して答弁をいただきまして、本当に一番はここを活動させたほうが行政の負担も少なく、お年寄りも健康になることかなと。やはりそこを行政としても弱体化していく組織に対しては、何かしら指導を、背中を押してあげて、外に出てグランドゴルフとかしやすいように本当に行政も一緒になって努めていただきたいと思います。この辺はぜひ積極的に老人を外に出すようにバックアップしていただけたら、今婦仁村の老人ももっともっと病院に頼らず健康で、本当に長生きできて、子や孫の面倒も見れるような元気なおじいちゃん、おばあちゃんになってほしいと思います。

それとあと茸の問題に関して、今見通しとしては、その工事までには間に合うのではないかという中で、100%ではないと。その中でちょっと私も驚いてはいるんですけども、村長にこの辺の意気込みというか、村に対してちゃんと工事が終わるまでにはちゃんと国の通過をさせるという話と、先ほど地方交付税の話をしましたけれども、やはりだんだん今の村の財政というのは、税収が落ち込んで、国に頼り、横行になっていつている実情なので、この辺の自立むらとしていくためにも、やはりこの状況を村長のほうに最後に、茸の問題に関してはちゃんとするというのを答弁されると思えますので、その辺の意気込みと、また自立した自主財源をやっていく。ただ自主財源も不足、滞納しているのをとるという話だけではなく、この自主財源をもっとふやすんだという話までしてほしいんです。そうでないといつまでも地方交付税というのは国に頼りきりな話ですし、村税も企業の分も減っていく一方であると。その辺の意気込みを村長のほうに最後、今の地方交付税の実情も踏まえて、現状をどのように認識して、どうするかという話を最

後答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

地方交付税が平成24年度伸びているということでございますが、これにつきましては、自主財源とのバランスがとれていないという状況があると思っております。ただ最近、今帰仁村の自主財源も徐々に伸びてきているのかと思っておりますが、ただ今帰仁村の就業というか、そういう構造上、どうしても税収が限られているということがございます。これを改善するには働く場をつくるということが最も大事なことだと思っております。もう1つは、人口をどうふやしていくかということでございますので、そういうことを含めて、村としては、しっかりと今後政策的にも進めていきたいと考えております。

それから茸の第二工場の件であります。今現在、平成23年度にどれだけ工事を終わらすことができるかということで、一生懸命、現場では頑張っております。その達成率を高めていきたいと考えております。事後繰越しにつきましては、当初から予定されておりますけれども、先ほど経済課長からもありましたように、担当課は総合事務局と毎日のように調整をして頑張っている状況の中で、今、最終段階の財務省との調整ということでありますので、これがしっかり通るように最後まで頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳入9款から22款までの質疑を終わります。

次に歳出1款議会費から5款労働費までの質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 136ページ、歳出4款衛生費、1項保健衛生費の7節賃金175万円、説明のハブ嚙傷防止賃金の87万4,500円と不法投棄監視パトロール87万4,500円の説明。

次に138ページ、13節委託料、火葬業務等管理委託400万円の説明。以上。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

136ページ、4款1項4目7節賃金、ハブ嚙傷防止賃金87万4,500円、不法投棄監視パトロール87万4,500円の計上についてでございますけれども、昨年まで県の補助事業で行ってございました両方の不法投棄パトロール、ハブ嚙傷防止の事業でございますけれども、県の補助事業がなくなりまして、単費で行う事業であります。半年分の予算を計上しております。ハブ嚙傷防止賃金に1人、不法投棄監視パトロールに1人でありまして、お二人で両方の業務を連携してやる事業になっております。

あと1点、138ページ、13節委託料、火葬業務等管理委託の400万円の計上の件についてでございますけれども、現在、火葬業務の運営管理を個人に委託してございます。平成23年度は270万円ほどの委託料の賃金でございます。それと火葬業務の火葬場の機械メンテナンスの保守料金がございまして、それを抱き合せた形で400万円ということで、火葬業務のメンテナンス及び運営業務について、精通している会社の

ほうに業務委託をしまして、その火葬場全体の、火葬場、葬斎場含めての運営管理をしていただくための委託料となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 1 番。

○ 1 番 與儀常次君 136ページのハブの件です。タイワンハブだと思っておりますけれども、これは冬場も見られますので、今後、夏場に向けて一番多いのは湧川だと思っています。特にまた湧川が多いです。嵐山が近くて、何十匹もとるんです、我々の班でも。総務課長のうちもたくさんとれるんです。まだかまれた人がいませんが、いっぱい出てきておりますので、私も去年、ハウスの中でもとれましたので、ぜひ多く出るところは重点的にわなを仕掛けてもらいたいと思います。夏場になると、7月正月、お盆になると、子供たちが中南部からも来て、夕方までこっちで遊びますので、ぜひわなの数を多くしていただけたらと要望いたします。

もう1点の不法投棄です。これは山の中とか多くあるんです。嵐山にもいっぱいございます。出入口のチェーンも切られて中に入ることもありますので、ぜひ監視を強化して、捨てた方を見つけた場合の処分も考えてもらえたらいいなと思っています。これも字では絶対対応できないんです。タイヤとかもダンブに積まれてあるところもいっぱいございまして、後でまた一緒に見ながら対策できたらいいなと思っております。

次に138ページの火葬場の業務です。要は個人に、才四郎さんにまた委託ですか、それとももうそろそろ年も85歳、88歳という年齢ですので、この方が病気とかかかれた場合の対策も必要だと思っておりますので、またいろいろ苦情も出ております。用事が出た場合は、また時間の都合で調整もあるということで、葬斎やる方も時間は本人の時間にしかできないということもありますので、今後、検討課題ではないかと思っております。市町村みたいに委託業者にやれば、業者はいっぱい対応する方がおりますので、今後の課題として、もう年齢も年齢であるものだからということで、どういう方法で今後検討していかれるか、答弁求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時37分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

4款1項4目7節賃金、不法投棄等については與儀議員のほうから御丁寧な御提言ありまして、そのとおり、一生懸命頑張って、観光振興のためにも不法投棄がないようなむらづくりを頑張っていきたいと思っております。

あと4款1項13節の委託料の今後の火葬場、葬斎場の管理運営については、どのように運営していくのかという御質疑ですけれども、現在、村内の個人の方に委託してございます。御本人も生活がいきなり仕事をなくすということは大変厳しいものがあるかと思っておりますので、委託のかかわり方としまして、本人の当面、1年につきまして現給保障し、今後については会社雇用で、平成24年1年です、400万円を今から指名競争入札で付してやるわけでございますけれども、現行の方を含めた形での入札を考慮して、応札してくださいという形での入札をいたします。その中で長期の5年の役務、委託業務という形で、5カ年間

の長期の委託をします。5カ年というのは長いようにございますけれども、安定的に村民の最後の福祉を崇高にやっていくためには、その辺の安定した契約のほうもいいのかということで、そのように考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時40分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 火葬場の委託につきましては、そういった方向で、村民が安心して、いかたはどうかと思うんですけれども、安定した火葬場の運営ができるように、いい会社を選択しまして、契約していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 葬斎場、前々から住民からも課題だと言われておりますので、ぜひですね、すぐということではできないと思っております。今後、徐々にそういう取り組み、課題として計画をしていかなければ、すぐにできないと思っておりますので、まだまだ若ければ住民も心配しないと思っておりますけれども、年齢が年齢で、倒れた場合はどうするかと聞かれた場合、皆さん、職員が対応できるかどうかということもありますので、名護市は職員がやっているんです。それでできれば委託という形になると思っておりますので、早急ということではありません。今後の課題として、今から進めるべきではないかと思っておりますので、再度、今後の対応について答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

火葬場、葬斎場の委託につきまして、早急にやる計画で、平成24年度から会社業務の委託でやる予定です。その際に当たりまして、村内の雇用の確保につきましても委託仕様書に盛り込んでおりまして、村内の方で希望者がおりましたら、会社の雇用として雇ってほしい旨の内容の件と、もしそんなにいない場合については、会社の業務の範囲で村民の福祉サービスを役務委託するという方向で今、準備を進めております。平成24年度から実施していく予定でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出4款の138ページ、13節委託料、葬斎場の管理運営、また火葬場の委託です。私は反対にまた現在やった人ができないという場合、会社なり、募集したほうがいいのではないかと思います。本人はまだばりばりやっていますから、草刈りも何もかも。これから選択する必要もないし、会社は北部はないでしょう。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時43分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 138ページ、4款1項4目13節委託料、火葬場業務等管理委託の400万円についての御質疑でございますけれども、先ほど與儀議員に答弁したとおり、会社の職員として頑張ってもらおうという方向で、今委託契約の検討を進めているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 会社に委託すると。その会社はほとんど那覇市です。耐久レンガとかやる人は、それでまた火葬をする人も今現在、元気でやっているんですから、この人ができないという場合はかわって委託をさせてもいいんですけれども、現在元気でやっているんですから、元気のうちはさせて、その後にでも、もうだめだというときがくると思うんです。それまでは頑張らせたほうがいいのではないかと思います。年寄りがこれだけできるんだという、元気で仕事できるんだと示しているんですから。わざわざ那覇市の会社に委託させても、すぐ来いといっても二、三時間かかるでしょう。前は来なかったです。直るまでも。またこういう仕事はなかなかやりたいと手を挙げる人は少ないです。私たちはそういうことを考えて、現在やっている間はさせて、その後考えたらどうですか。本人は現在やっているんですから元気に。草刈りもですね。あえて仕事をとるのではなくて、やれる間はさせて、本人がだめといたらおろるはずですから、それまでは元気にさせたほうがいいという気持ちなんです。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今やっておられる個人の方をすぐに解雇という、契約を解除ということではございません。今、会社委託云々の話につきましては、さきの十何年のトラブルとか、さまざまな実態、それから住民の葬斎場運営等に関する声をしんしゃくしまして、進めているところでございます。雇用等につきましては、本人に丁寧にお話をしまして、今回、契約の金額をそのまま請け負いまして、1年間をやっていいという本人の了解ももらっております。そういった中での会社側につきましてはの応札する形になります。雇用の形態としましては、会社の一員としての雇用になります。炉前業務とか、炉の後の作業業務とか、そういったものを含めて、例えば他町村のほうでやられているような内容のあれで、しっかりした葬斎業務をやってもらうように指導のほうもお願いしながら、やっていきたいと考えております。あと会社のほうの業務の範囲としましては、葬斎業務の始まる前の事前の点検、それから事後の点検、また現在、個人でやっているところの業務の指導等を含めて、やってもらうという内容の契約にしていきたいと今検討しているところでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 去年の県の事故はメンテナンスやった会社でもわからなかったのではないですか、あれは。煙突に水が入って、ファンが回らなくて、ポンプをぼくが持ってきてやったら直ったんでしょう。あれはメンテナンスでもわからなかったでしょう。メンテナンスがわからないものを私たちがわかるのに、メンテナンスがわからないという。ああいうメンテナンスはいますか。ボイラーはただボイラーのあれをやればすぐ直るわけです。火葬場の中のレンガでも耐久レンガをやればすぐできるわけです。あんなのもメンテナンス、わざわざ会社に全部委託したら、いくら金があっても足りないです。出張料から何もかも入れて。あれは私たちでもすぐできます。ああいう仕事は特殊な仕事ですからやらないだけであって、そういうことから会社に委託するのもいいです。しかし、現在、本人は頑張っているんですから、頑張っている間は話し合いをしながらやったほうがいいということなんです、私は。メンテナンスは簡単です、あれは。だからそういうことを考えたら、どれがいいかということ。本当に地元の人がかかった場

合、メンテナンスが来て、ぱっと対応できるかということも考えて、やる間は頑張らせて、もうできないというときは交代してもいいです。それを考えて、もう一度、答弁を。本当に今度から会社に委託するのか、別々にさせてやるのか、答弁を求めて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

契約の形態を保守点検と別々にするかというお話でございますけれども、一括で会社に契約をしまして、現在の委託を受けている方々につきましては、会社の職員としての雇用という形で頑張ってもらおうという方向で今お話を進めております。御当人等についてもお話をしまして、御了解を得ているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 129ページです。8節報償費です。その中の自殺対策緊急強化事業講師謝礼、その内容です。下の11節需用費の自殺対策の事業に対するコピー用紙等、その詳細。次のページの一番頭です。リーフレット等、その詳細。この等という詳細。そして次の欄の自殺対策緊急強化事業、その事業自体の説明をお願いします。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時50分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

129ページ、4款1項2目予防費の8節、自殺対策緊急強化事業講師謝礼の3万円でございますけれども、平成23年度から行われております沖縄自殺対策緊急強化事業基金を活用しまして、今帰仁村の自殺等に至らないようなための勉強会、特に今帰仁村におきましては、アルコール摂取に起因する疾病等の予防に力を入れまして、昨年からはやっています。啓発のための講師の謝礼金が3万円ということでございます。医者、ドクターを想定しております。あと11節の需用費の中の自殺対策緊急強化事業、コピー用紙等でございますけれども、その自殺緊急対策事業に要するさまざまな消耗品等の内容でございます。コピー用紙など、研修会とか、断酒会の中での資料づくりのための用紙等に使う予定でございます。あと同じく11節の自殺緊急強化事業、リーフレット等とございますのは、沖縄県の自殺対策事業補助金を活用しましての事業でございます。2つの事業、似通っておりますけれども、抱き合わせて、より効果的にできるような形での対応をしていく予定です。アルコール摂取に起因する疾病のみならず、うつであるとか、気になる方々を含めての自殺に至らないようにするための地域での支えなどに要する事業の一環でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時57分)

ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 106ページ、19節負担金、補助及び交付金の村母子会補助金の5万円に対しての説明を求めます。

それと107ページ、これも19節です。社協の運営補助金なのですが、前年に比べたら400万円ほど増額していますので、その詳細の説明を求めます。

あと118ページ、2目の20節のすこやか子育て支援金250万円の説明も求めます。

136ページ、20節の不妊・不育症医療費助成金、今回新規で入ったと思いますので、その説明を求めます。ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時10分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

106ページ、3款1項1目19節、村母子会補助金5万円についての御質疑にお答えいたします。昨年度3万8,000円だったかと思えますけれども、昨年5月の総会で私と村長、担当を含めて参加しまして、母子会の活発な活動状況を目の当たりにしまして、いきなり倍額とか、そういったことにはいかなくて、当面5万円からどうですかという形でのお話を申し上げまして、村長も御了承した関係で、関係でといたらおかしいんですけども、そういった状況をかんがみて、5万円計上したところでございます。次の村社協運営費補助金1,402万円の件につきましてでございますけれども、昨年は1,054万3,000円の補助金でございました。今回、増額の分につきましては、社協のほうから包括支援センターに主任ケアマネジャーが1人と、あと事務の関係で0.何という事務査定のものではございますけれども、職員が包括から社会福祉協議会に戻ったということでの人件費の増がその分になっている要因でございます。

あとは118ページ、3款2項2目児童措置費の中の扶助費、今婦仁村すこやか子育て支援金250万円でございますけれども、子供が生まれた場合のお祝い金と申しましうか、頑張ってお育てをやってくださいという形での今婦仁村に住居を置まして6カ月以上の方、お子さんに支給する5万円の子育て支援金でございます。

もう1点につきましては、136ページ、4款1項3目母子保健衛生費の中の不妊・不育医療費助成金、これは新規事業でございます。その件につきましては、不妊・不育症のために子供を持つことが困難な夫婦に対しまして不妊・不育治療に充てる費用は保険外でございますので、その一部を助成するということの事業でございます。不妊治療に関しましては、沖縄県のほうでもやっております。その沖縄県の助成の増額補助という形で村の単独をつけまして、やっている事業でございます。不妊につきましてははです。不育につきましては、不育症ということにつきましては、流産を繰り返すという方々、育ちにくいという方々のための治療でございます。両方とも数は少ないんですけども、人口増、少子化に対応するためにはどうしても生まれてからの支援ではなくて、生まれる前の支援も必要ではないかということで、今年度予算には6名、年間それぞれ15万円の限度額がございますので、6名の90万円を計上しているのが当初予算の計上の内容でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時15分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 106ページの母子会の補助金に対して5万円増額になったということで、5万円の増額ではなくて、3万8,400円から5万円に増額になったということで、本当に母子会の活動というのはすごい活発で、本当に行政の手の届かないところ、本当に一人で子供を育て悩んでいるお母さん方、ひとり親が本当にそこで心の支えになったり、中に閉じこもるのではなくて、外に出して、本当につながりというか、支え合ってやっているという活動を私も見たんですけれども、すごい頑張っているんです。そういう意味でも今回増額になったというのは、私も前の予算のときにもせめて他の市町村、同じぐらいの規模の母子会がもらっている補助金並みを出すべきではないかということで、5万円増額ということで、本当によく頑張ったなと思うんですけれども、他の市町村の母子会の同じぐらいの規模だと大体こんなものなのか。まだ少ないぐらいなのか。今回上がったのは、これはこれでいいんです。今後、この辺やはりまだ5万円、金額的にはまだ、全体的から見ると増額ということはありがたい話ですけれども、もしほかの母子会、他の町村の母子会で同じ規模ぐらいの母子会があるなら、やはりその辺の規模は予算額というのは、最終的には同じぐらいに持っていけるなら、そういう方向でぜひ考えていただきたいと思えますので、その辺に対しての要望がございますので、答弁を求めます。

あと社協の運営補助金ということで、今包括にいた方が今度から村が直接やるような形になって、委託をしていたような形です。社協に、やったものを今回村のほうで直接雇用するような形で、ただちょっと気になるのは、委託していたのであれば、終わったらこの方の雇用を結局また見るとなると、どういうことなのかと。これはある意味、社協が見る話なのか、また包括で雇うなら雇う形であれば負担は少なく済むのに、包括でもまた人件費を払って、また解除になったからその人件費も見るとというのは、二重に人件費がかかってしまっている形ではないかと考えます。この辺の説明を求めます。解除になったら、ここで引き取るなら意味がわかるんですけれども、引き取らないで、そこにまた預かってもらって、その人件費をまた村が持つというのはちょっと理解ができないなと思えます。この辺がいろいろあるのであれば、説明を求めます。

あと健やか子育て支援金、子供の生まれた方が6カ月間いたら、5万円ずつという中で、250万円ということは50名なんです。実際、今婦仁村で子供を産む、1年間で数としては最小限どころか100名ぐらいを見積もって、それから減額するのならわかるんですけれども、最初から、後でふえていったら増額していくと思うんですけども、最初からもう50名しか当初組んでいないというのも余りにも低すぎないかと。せめて70名、80名ぐらい。またそれぐらいを目標に、目標というか、それは最低基準だと。100名以上産ます環境をつくるんだという意味でも、ちょっと当初予算にしては少な過ぎるのかと。前期でこれだけ、後半でまた同じぐらいの金額を組むということなのか、この辺説明を求めます。

あと136ページの不妊・不育に関して、一般財源でやると。本当に子供が欲しくて、一生懸命、結構経済的負担が大きいみたいな話を聞く中で、今、村が思い切って、これを村費で一般財源から出したということは私は素晴らしいことだと思います。そういう意味でも本当に子供を育てやすい環境、本当に子供が欲しい方には、行政もバックアップする姿というのは本当に素晴らしいことだと思います。そういう意味でもこういうふう子育てをしやすい、子供を生みやすい環境、そういった環境をつくっていくことによって、先ほど歳入のときでも村長が言ったように、人口増というのはやはり村の財政にとって一番根幹

に、人口というのは一番根幹にかかる話の中で、このように子供を育てやすい環境とか、そういった子供を産みたい環境、産ませられる環境をつくっていくのもすごい大切な部分がありますので、この辺、再度もう一度、実際どれぐらい不妊治療とかにはかかっているもので、それが県がどれぐらい負担して、その分、村が1人当たり15万円ほどやるんですけども、実際どれぐらい経済的な負担が実際かかるのかというのを、もしわかるのであれば教えていただきたい。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

106ページ、19節の村母子会補助金の5万円に関する件につきましては、近隣の町村とかの活動状況をよく精査というか、確認しながら、もし村の母子会の活動もよりなお活発にやっていくような状態が見れた場合については、前向きに増額を含めて検討してまいりたいと思います。

母子会の仕事がないとか、県の母子会からのさまざまな就労支援とかの事業もございまして、その辺の組織が活発であれば、そういったヘルパーの資格をとるとか、調理師の免許を取るとかという事業の展開についても20名以上の確保ができれば、村内でもできるというお話もありますので、その辺の組織の拡充を支援しながら、母子会の活動支援に頑張っていけたらと前向きに考えていきたいと考えております。

次の同じ19節の社会福祉協議会の補助金につきましては、元包括支援センターにいました主任ケアマネージャーの件が身分的には社協からの出向という形でございます。役場に出向で、その人の人件は1としまして、0.5分につきましては、包括支援センターの身分で、介護広域連合のほうからも0.5分の人件費をいただいて、包括のほうに給与として支払っていたところです。あと残りの0.5については、社協の居宅支援事業の職員としての活動がございました。その0.5の分につきましては、平成24年度から戻るものですので、社協の職員としての給与負担という形で役場が持っている関係で、今回増額になったというふうに計上しております。

あと118ページの村子育て支援金250万円の件につきましてはでございますけれども、確かに議員おっしゃるように、50名では少ないのではないかという御質疑でございますけれども、現在、村の出生が70名ほどです。あと出生して半年後、後での支給と。申請しての支給ということになりますので、どうしても3カ月ほどのタイムラグがありまして、当面、当初予算で50名の分を計上をしまして、あと財源的に必要ながあれば補正をして対応していきたいと考えているところでございます。

あと不妊・不育治療につきましては、総医療費に関しまして不妊治療にかかっている方々の総医療費です。ちょっと保険適用外のことがございまして、レセとか、そういったものが見れるものではございませんので、費用がどれぐらいというものについては答えにくいんですが、県の概要とか、県の補助の条項とか、他県の支給の状況を見ますと、ほぼ年間15万円と。県内でやっているところにつきましては、宜野座村、恩納村がやっておりますので、その辺の状況を勘案して、同じように15万円という形での計上をしているところでございます。件数としては、5名ないし6名が普通です。不育につきましては、ほとんどどこどこにあるよという感覚的な情報での計上になっております。非常にオブラートの面もございまして、その辺は10名内外だという想定のもとで、まずは6名からやりまして、申請が多くなりましたら、増額等も検討して対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時27分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、答弁をいただきまして、母子会の活動に対して、今回また議会でも議決したんですけれども、自動販売機の設置が2カ所だと。本当に活動の状況を見ていて、やはり活動をするためには先走るものが大切で、たくさんというわけにはいかななくても、やはりほかの規模と同等であったり、それなりの活動をするためには金がかかる部分もあるので、そういった形でやっていくと、もっと予算も増額になれば、また活発になっていって、本当にひとり親の負担というか、精神的な負担も大分軽減されることは間違いないのではないかと。そういう意味でもこういう弱者に対してのフォローをしたということは本当に素晴らしいことだと認識しています。今後また見守っていった母子会の活動に対してはいろいろ行政もバックアップしていただきたい。それと社協の補助金なんですけれども、今回介護保険なんかでも、私は介護保険の議員でいて、平均3,000円ぐらいでしたか、利用というか、介護保険料が上がるということで、そういう中で、やはり社協というのも運営というか、人件費というのは村のほうで見ているみたい、これはそういうことだと思うんですけれども、社協というのは何というか、すごい積み立ても多いようなこと、億単位であるという話も聞きますので、これは積み立てるものではなくて、お年寄りやそういった方の利用料の還元で積み立てて、どこに向かうのか、積み立てた結果、何をする事なのかというのが全然理解ができなくて、やはり急な何かがあったときのためには必要かもしれないんですけれども、億単位のお金をためるぐらいなら、ある程度、老人、お年寄りに対してのもっとサービスというか、そこに振り向ける努力をしていくというのは大切だと思います。社協の運営に対して、この積み立てる意味、あれも一応公社の跡利用になっているので、家賃は出ていないのか、あと社協が持つというものは人件費は今回の運営費の中で出ているとは思っているので、あと何を持っているのか、水道光熱費だけの話なのか、この辺、ただ積み立てられているけれども、負担がないような形というのはなかなか理解ができなくて、その積み立てている意味とこの社協の家賃や、この積み立てたお金は最終的にどういうふうを活用しようと思っているのか、この辺をちょっと説明を求めます。あと子育て支援金に関しては理解できましたので、私ももらった立場で助かりました。ありがとうございます。これはぜひ続けていっていただけたら、ありがとうございます。

それと不妊医療費の助成に関しては、本当に高額な医療の中で、県も15万円、村も15万円と、1回約30万円という形でやったというのは本当に素晴らしいことだと思いますので、これが今後とも続いていけるような、まあ厳しい財政状況であると思うんですけれども、やはり子供を育てやすい環境、産みやすい環境、こういったこと行政ができるところはどんどんやっていっていただきたいという意味では、こうして子供がふえていけば、必ず村はうるおっていきますので、子供の少子化対策のためにもぜひこれは今後とも続けていっていただきたいと考えます。それを含めて、今問いかけた分に関しては答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時30分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

社協の積み立てに関することをございましたけれども、社協の積立金とか、基金等については私どもで述べる立場にはございませんので、その辺について答弁を控えさせていただきます。ただ社協の建物に関しては無償貸与です。土地、建物については、そういうことになっております。建物については無償譲渡、土地については無償貸与という形での社協の運営に協力しているところがございます。あと運営費の件に関しましては、人件費に関することでございます。あと基金等について、積み立ての云々に関しましては、会計上、社協の関係でありますので、今、担当課長として答える立場にございませんので、答弁を控えさせていただきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 だいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 母子会や子育て支援金、不妊治療に関してはよく理解もできますし、本当に前向きに行政も子供の育てやすい環境をつくっていくということではよく理解できたので、今後ともぜひ支援のほうをよろしく願います。あと社協に関してなんですけれども、今、建物は無償譲渡、土地に関しては無償で貸している、貸与ということで、あと人件費出している、村が出している。あと彼らにかかるものとは何ですか。そういう中で、なぜ基金に関しては言えないと言ったんですけれども、これだけ条件をそろえているなら、積み立ててはいけない…、人件費も建物もこういったものを作って、積み立てが億あるというのは理解ができないんですけれども、本当はこういうものを利用者に最低限利用料を軽減する処置とか、一気に使いたいけれども、少しずつ利用料金を減らすための努力をするとか、こんなにためきれないのでしたらですよ。これだけ条件をそろえて村がやっている中で、チェックでき、私は言える立場ではないからといっても、これがわかったら担当課長としても、行政としてもある意味言わないといけない、ここにためる理由がわからないんです。民でやっているならわかります。ここまで援助してあげて、基金を積み立てていくというのは、これは崩す必要はないではないですか、これだけ援助されているのだから、たまる一方です。だからこれをどこかに還元させないと、なぜそこまでためる必要があるのか、どこかでは利用料なり、何かしらに還元しなさいということ、今確かにここが下げてしまうと、ほかの老人ホームとか、そういったところにも影響しますので、ある意味、村にこれぐらいは、せめてこれぐらい、あとは寄附として戻しますとかしないと、ここまで支えられているのに、これは私は関係ありませんというというのは、ちょっと私には理解ができなくて、例えばこれだけいるなら、ある意味、自分たちでつくって、あの建物をもっと違う方に貸すとかという方法もあるはずだけれども、それぐらいするなら意味がわかるんです。今、建物も、工事も補助で改装しています。そういう中で積み立てる理由がわからない。私なりはわかります。億以上というものは、ここまでためて、どこに向かうんですかというのが理解できないんです。この辺、担当課長、もう一回、いくら会計が違うからとはいっても、これだけ村がもう90%以上どころではない、99%近くを負担して運営しているような組織が、村が会計違いますから物言えないという話は、私は通用しないのではないかと。お年寄りが少ない年金の中で利用料を払ってやっているんです。そういう中でもその辺を還元するという方向も将来見据えたり、もうこれ以上の基金の積み立ては認めませんと。あとは村に寄附してくださいとかという話はあると思うんですけれども、この

辺、寄附が法的に問題あるのかないのかは別として、そして村にその余った分は返すなりしないと、このお金は結局どこに向かっていくのかというのは、課長としてこの積み立てる基金というのは、課長が知る限りで何のためにためているお金なのか、この辺、課長が知る限りで構いませんので、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時39分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

基金の関係につきまして、再度答弁させていただきます。村からの補助金、運営の補助金につきましては、正職員に関する給与のみでございます。あとは基金の積み立て云々につきましては、社協の独自の事業であるとか、社協の補助事業での運営の積み立てが原資だと聞いております。議員がおっしゃるとおり、その辺の活用についてどうかということでございますけれども、それにつきましては、役場、保健福祉課長が評議員に入っておりますので、その中でちょっとただしていきたいと考えています。その他運営の基金につきまして、億単位云々とありますけれども、五、六千万円と理解しております。私が知り得ている範囲につきましては、その範囲でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時40分)

お諮りします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後4時40分)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月23日 午前10時00分		
	延 会	3月23日 午後4時54分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	島 袋 隆 則		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第8号

平成24年3月23日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第21号	平成24年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
2	議案第22号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
3	議案第23号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	質 疑
4	議案第24号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
5	同意案第1号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑
6	同意案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑
7	同意案第3号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

昨日3月22日に引き続き一般会計の質疑を行います。

日程第1. 「議案第21号 平成24年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

歳出1款議会費から5款労働費までの質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 歳出の136ページをお開きください。4款の衛生費、1項保健衛生費、13節委託料の説明の欄、乳幼児及び児童生徒予防接種委託、結果的には13節委託料というのは、135ページに載っているんですが、私が説明を受けたいのは136ページに載っております。136ページ、乳幼児及び児童生徒予防接種委託というのが881万2,700円計上されているんですが、これは前年度との比較で増が相当ありますので、説明を求めます。それと下の欄のワクチン接種緊急促進事業の説明を求めます。それと20節の扶助費の乳幼児医療費助成金1,300万円の計上、それで今年も同額であるんですが、これの説明を求めます。その下の妊婦健康診査事業の説明も求めます。

次、138ページ、4款1項4目の19節負担金、補助及び交付金2万円掛けるの5件で10万円計上されているんですが、その説明を求めます。

それと139ページ、4款の衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の13節委託料、前年度は廃ガラス、ビン、古紙収集委託料というのが計上されていたんですが、今回は計上されていないので、その説明。それとごみ収集委託料の45万円掛ける12カ月掛けるの2名というのがあるんですが、それと絡めて減額にしてあるのかどうか、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず136ページ、4款1項3目13節、乳幼児及び児童生徒予防接種に関する御質疑ですけれども、前年度予算800…。ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時07分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 乳幼児及び児童生徒予防接種の定期接種でございますけれども、各種の感染症に対して感染予防のための予防接種でございます。DPT、DT、日本脳炎、ポリオ、MR、MRというのは麻しん、風しんのことです。BCG、結核です。その内容での予防接種です。それに基づきまして、DPT345回、DT80回、日本脳炎400回、ポリオ180回、MR339回、BCG20回。去年の12月補正でもとっておりましてけれども、971万2,000円が実績でございました。昨年の実績を勘案しまして、今回881万2,700円を当初予算で計上しているところでございます。接種の状況に応じまして、補正等で対応していきたいと考えている事業です。ふえた要因としましては、昨年那覇市のほうで子供の日本脳炎が発症しまして、以前まで日本脳炎の予防接種を厚生省は控えておりましたけれども、それを各自治体のほうで接種を勧奨しますということを受けて、始まった影響でふえたということでもあります。あとワクチン接種緊急促進事業でございますけれども、それに関しては先ほどの説明と重複しますけれども、感染症の予防

のための予防接種でございます。その内容につきましては、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種の接種でございます。それにつきましては、ヒブワクチンで355回、肺炎球菌で380回、子宮頸がん497回で、昨年の事業で1,534万5,603円、ほぼ同額の金額で計上しているところでございます。実績に基づいた計上でやっております。あと20節の乳幼児医療費助成金でございますけれども、1,300万円、その内容につきまして村長の所信表明の中と、あと条例議案の改正の中で、子ども医療助成金に名称が変わっておりますけれども、予算編成の時期に少し手落ちがありまして、そのまま前の条例の名前で計上しております。中身につきましては、子ども医療費助成事業ということですが、金額につきまして、昨年度と同額ということでございますけれども、去った補正によりまして、130万円ほど減額がありました。その伸びた分につきまして、トータル、まず小学校1年から中学3年まで入院の助成を拡充しているわけですが、その入院医療費を勘案しまして、約350万円ほど入院医療費がかかるということを出しております。1歳から就学前までの実績の減を少し加えまして、今回、前年度並みの予算計上で間に合うだろうということでの計上です。10月施行でございますので、平成24年に関しましては、入院、小学校1年から中学3年までの拡充した予算につきましては、半年分でございます。そういったことを勘案しまして、1,300万円を計上しているところでございます。

妊婦健康診査の事業に関しましては19万9,000円、同額でございますけれども、県の補助で妊婦の健康管理の充実及び妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減を図るためにやっている事業でございます。昨年は80名の方が妊婦健診を受けられたということでございます。それで前年度並みの、子供の出生数を勘案しても70から80名でございますので、昨年同様の金額を計上しているところでございます。

あとは138ページの4款1項4目19節の村外火葬場及び村葬斎場使用料金の助成金でございますけれども、昨年12月の補正で計上した内容のものでございますが、本部町の村外の葬斎利用料金が3万円でございます。今帰仁村が1万円ほどでございますので、その差額の計上でまず昨年は3名の方が閉鎖のため本部町でやってもらいました。それを勘案しまして、もし急な機械のトラブルとかあった場合に対応ということで、5名を見込みまして計上しているところでございます。

あと139ページ、4款2項1目13節のごみ収集委託料に関する御質疑ですが、昨年より増額にしている関係につきましては、資源ごみの回収、平成22年ですか、乙羽学園のほうに委託していた内容のものごみ収集と同時に収集してもらうように、昨年、平成23年度変更契約をしまして、家庭ごみを収集されている方々にそのまま追加契約したところです。約6万5,000円ほどの増額で委託契約をしているところであります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 136ページ、これは感染症とかの予防のためということであるんですが、福祉保健課長、細目を私のほうに書いて渡してください。ぜひこれをお願いします。何で私がこういうふうになんて数字的に並べていってやっているかということですね、増減ももちろんなんですが、これはほとんどの課で説明欄がちょっとあいているんですが、何回とか、件数とか、ちょっとした工夫で書いてやれるのにな。そうすれば質問も質疑も少なくなるのではないかなと思うぐらいなんです。だからこれはちょっと不足しているのではないかなと思って、私は今回こういうふうにして数字的に出してやっているんですが、それは訂

正していけるのかどうか、総務課長でもいいんですが、最終的には総務課長に来ると思うので、総務課長、これに対して説明を求めます。

それと乳児医療が去年と同額ということで、実績とか、いろいろあると思うんですが、子ども医療費助成まで入っているので、これは補正でできないこともないんですが、これは補正で多分出てくると思うので、そのあたりはぜひ子供育成のために補正でもして、医療費助成を行うことを希望いたします。妊婦健診についても、これは件数が入ってなかったの、人数が入ってなかったの、私はあえてやったんですが、80名と。去年並み計上してあるということで了解いたしました。

138ページの4款1項4目、これは今婦仁の葬斎場が修理とかいろいろあって、他市町村に火葬をお願いするという事だと思ってるので、これはぜひ故障とか、そういう保守点検をこまめにしていって、計上したお金ができるだけ使わないようにやって、こまめな点検をやってほしいと希望いたします。

139ページの清掃総務費の廃ビン、廃ガラス、古紙収集の件は、現在は収集車が後ろからトラックの2トン車についてきて回収したり、廃ガラスをやったりするんですが、その人たちにさせているということでありまして、今回、委託料の結果的には2人、去年も2人であったんですが、それで増が168万円なんです。廃ビン、廃ガラスなどの収集委託が去年330万6,000円ということがあったんですが、その差額は、差額を出すとおおむね約160万円ぐらいですか、同じ金額ぐらい減るということで理解してよろしいんでしょうか。その件、もう一度説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは3番議員の質疑にお答えいたします。

議員から質疑のありました予算の各節の説明欄でございますけれども、これにつきましては、単価、件数、または日数等、内訳等について今後記載できるように努めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えします。

139ページのごみ収集委託料の関係につきましてですけれども、平成23年度、月6万5,000円変更契約いたしました。その資源ごみ回収分につきましては2トントラックを役場が出しまして、それでの回収をやってもらいました。その回収関係が6万5,000円でやりました。その資源ごみ回収の燃費につきましては、平成23年度につきましては役場持ちで、新たな事業委託でございましたので、役場持ちで1年間はやってもらいました。その実績をもとに、その資源ごみ回収の燃料費を算定しまして、今年につきましては、通例の委託金額に7万円資源ごみ回収をつけまして、2人の12カ月、168万円の増額になっていることです。今年の資源ごみ回収につきましては燃費につきましては、受託者の負担ということでやってもらっています。そうすることによって、効率的な走行距離を確保できるのではないかとということでの考えで、受託者のほうに燃費をもってもらおうということで、契約を進めているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 139ページ、4款2項1目清掃総務費の14節使用料及び賃借料9万4,500円、これは昨年度はなかったんですけれども、今年新しく入っていますので、説明を求めます。19節負担金、補助及び交付金ということで、これは清掃組合負担金1億6,121万2,000円計上されていますけれども、その説

明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時24分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

139ページ、4款2項1目14節使用料及び賃借料に関する質疑にお答えいたします。清掃車借上料6,300円掛ける15日の9万4,500円の計上の理由につきましては、パッカー車の修理で工場に入れたときの代車の対応という形で計上してございます。あと19節負担金、補助及び交付金につきます1億6,121万2,000円の清掃組合負担金の計上の内容につきましては、本部町と今帰仁村の負担割合でございます。均等割は、負担金の総額が3億8,622万3,000円の両町の負担金を均等割額30%、人口割額70%、それから人口1人当たりと、あと交付税分算定分に関するものを両町で案分しまして、今帰仁村負担分が1億6,510万4,000円ということでの清掃組合の予算になっておりますけれども、昨年、年度末の補正で清掃組合の600万円の近くの減がございました。今帰仁の負担金の減につきましては、170万円ほどの減をしております。その関係で当初予算では満額を見なくて、ある程度、95%ぐらいのごみで当初予算では計上しているところです。その増減を入れた場合につきましては、12月議会であるとか、3月議会のほうで清掃組合と本部町、両町協議の上で設定して計上していく予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 今の答弁で使用料及び賃借料につきましては、代車の予定だということで、それに向ける予算ということで理解いたしました。実は下の19節と清掃組合負担金につきましては、先ほど総額で3億8,622万3,000円、これは両町村の合計です。ということで理解いたしました。実はこれは我々清掃組合のこの前の議会の中でも今帰仁村の負担額は1億6,510万4,000円ということでありましたので、その差額を実は聞きたかったので、質疑いたしました。これで終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 70ページの総務費、1項総務管理費の4節の職員互助会負担金の説明を求めます。

それと136ページですけれども、確認のためなんですけれども、不法投棄監視パトロールの賃金、4款1項4目の7節の賃金の説明を求めます。

それと137ページの不法投棄パトロール燃料費の説明。それと138ページの不法投棄監視パトロール、4款1項14節の不法投棄監視パトロールのリース料の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

70ページ、2款1項1目一般管理費、4節の共済費の中の職員互助会費負担金でございますけれども、これは沖縄県職員互助会に対する負担金でございます。内容としましては、職員の互助会関係事業、人間ドックの受診券とか、そういった職員の互助関係のものでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

136ページ、4款1項4目7節、まず不法投棄の賃金の説明をいたします。不法投棄監視パトロールの昨年まで補助事業でやっておりました事業を、今年、県の補助事業がございませんので、単費での賃金の予定をしております。この事業、不法投棄監視パトロールは1人、関連しまして、ハブ噛み傷防止の賃金と合わせて2人体制で、業務としては両方の業務を重ねてやってもらうということでの賃金の計上でございます。

あと137ページ、不法投棄監視パトロールの燃料につきまして1万円掛ける12月の12万円を計上してございますけれども、不法投棄監視パトロール事業始まって以来、車をリースしてございますので、そのリース車の燃料代でございます。あと14節の使用料及び賃借料、不法投棄監視パトロールのリース車につきましても、軽トラックのリースの使用料ということでの計上でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 もう一度確認したいと思います。

休憩中にもあったんですけども、半年、半年で結局、2人体制でいくわけです。要するに2人で総額175万円という計算でいいのか。それと年間を通して活動をするということなのか。要するに半年、半年でという形なのかというのを再度説明を求めます。

それと互助会費ですけども、各款、項に対して互助会費が出てきます。この総額はどのぐらいになるのか。互助会費、村で使う職員の互助会費も含まれているのか。沖縄県の負担金だという形での説明でありましたけれども、全部県への負担金でいくのか。要するに今帰仁村単独で使う互助会費があるのか。再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

この沖縄県職員互助会負担金につきましては、村の互助会とは別個のものでございます。村の互助会については村でまた職員互助会がございまして、別個のものでございます。それと各款、項、目、節に計上されておりますけれども、総額については今ちょっと手元に資料がございませんので、後で確認しておきたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 136ページ、4款1項4目7節の賃金の件についてお答えいたします。

2人の半年分であるかということでございますが、不法投棄に関して、1人、その賃金の場所は同じ賃金の場所にありますので、ハブについて1人を10月までの雇用という形で計上してございます。なぜ半年分かという内容につきましては、今、観光を中心とした今帰仁の一括交付金の中の、地域全体の観光整備、観光客が不快な思いをしないようにとか、安全に海や山に行けるようにということの対策を絡めて、今、

一括交付金の計上も含めて考えているところがございますので、半年分の当初予算では計上しているところがございます。それで11節需用費の燃料、使用料につきましては1年分を計上しているところであります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 70ページの職員互助会負担金という形で書いてあるわけですがけれども、これは何か項目的に、今帰仁村の職員互助会が使うのかという感じが受けられます。その点でもう少し、県への負担金であれば、そういう名称に変えたほうがいいのかという形がします。総額的に200万円余ると思います。その互助会、共済、職員互助会負担金という形でいくと、これだけの予算を要するに一般会計で職員が使うのかという勘違いが出てくるようなところが出てきますので、その名称の変更なり考えてもらいたいと思います。

それと監視パトロール、半年分の計上と、燃料代はリースで1年分計上していると。何かつじつまが合わないのかという感じがしないでもないんですけども、半年、10月までの分で計上すべきではないのかという気がしますけれども、再度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、予算の説明におきましては、職員互助会費負担金と説明されておりますので、これにつきましては、沖縄県職員互助会負担金とか、区分できるような形で予算では表示していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

136ページ、4款1項1目7節の賃金に関する御質疑でございますけれども、半年分の計上で当初計上してございます。一括交付金の予算の補助金を認めるかどうか、その辺を勘案しながら、あと半年分につきましては、9月補正で対応を検討していきたいと考えているところであります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出1款から5款について質疑を行います。

70ページです。2款総務費、1項総務管理費の8節の報償費9万3,000円の講師謝礼と弁護士相談謝礼がありますが、説明を求めます。

76ページ、同じく総務管理費ですが、これは19節負担金、補助及び交付金、ここに県対米請求権事業協会の1万円というのがあります。この内容について説明を求めます。

78ページ、総務管理費の2目文書広報費の11節の需用の中に修繕費、デジカメ修理費2万円とありますが、その説明。どんな修理費なのか。

81ページの同じく総務管理費の14節使用料及び賃借料の中の説明にありますが、住基ネットワークシステム使用料の94万3,000円です。この94万3,000円の説明は、次の92ページにもありますので、あわせてお願いします。これは総務管理費の7目の恩給及び退職年金の中、92ページ、13節委託料にも住基カード発行手数料、委託料というのがあって、その説明を求めます。

138ページ、4款衛生費、4目の環境衛生費の19節負担金、補助及び交付金の中の村外火葬場及び葬斎場使用料助成金10万円の説明。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは11番議員の質疑にお答えします。

まず70ページです。歳出2款1項1目一般管理費の8節報償費でございますけれども、講師謝礼でございますが、これにつきましては、職員研修等の講演会における講師の謝礼等でございます。

それから弁護士等の相談謝礼につきましては、村の契約事務とかいろいろ業務を進める中で法律相談を弁護士から受けるための謝礼でございます。

次、76ページのほうでございますけれども、同じく2款1項1目、1項の一般管理費、これは19節負担金、補助及び交付金、県対米請求権事業協会の1万円の負担金でございますけれども、これは社団法人沖縄県対米請求権事業協会に対する負担金でございます。

次の78ページ、2款1項2目文書広報費です。これは11節需用費のデジカメ修理費2万円でございますけれども、これは広報を行う際に使用するカメラの修理費でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

81ページ、2款1項5目の14節使用料及び賃借料、住基ネットワークシステム機器使用料、これは御存じのように、全国全部、全市町村、ほとんど加入している住基ネットワークシステムの機器、サーバーも含めての機器の使用料となっております。

それと92ページ、2款3項1目の13節委託料、これは住基カードの発行をするときに1枚1,375円かかりますけれども、これを委託しているということで、年間大体30名から40名、多くて40名ほどの依頼件数がありますので、そのための予算を計上してございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

138ページ、4款1項4目19節負担金、補助及び交付金、村外火葬場及び葬斎場使用料助成金についての御質疑にお答えします。この助成金につきましては、今帰仁村村外火葬場及び葬斎場使用料助成金交付要項に基づきまして助成するものです。助成の対象としましては、村営火葬場等の管理上、やむを得ない理由により村外火葬場を使用したものとすると。対象としまして、死亡した時点において村内に住所、または本籍を有していたものにかかる火葬を行ったものということでありまして、助成の対象施設につきましては、名護市斎場及び本部葬斎場であります。助成金につきましては、両名護市、本部町の斎場の使用料金の差額分を助成するということでありまして、本部町の町外使用料が3万円ございまして、今帰仁村の村内使用が1万円で、その差額の2万円につきまして5名、もし何らかのことがあった場合の対応としまして、5件を当初予算で計上しているところでございます。この予算につきましては、ないほうがいいとは思っておりますけれども、万が一のために5件を想定しましての計上であります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

70ページの弁護士相談講師謝礼については理解しています。弁護士等相談謝礼の5回とありますが、これは今、村がやっている法律相談とは別と理解してよろしいですか。ということは、村民対象ではないということだと理解してよろしいですか。ちなみにこれに関連すると思うんですが、村内の法律相談については、広報にあまり出ていないんですが、隔月だったのか、3カ月だったのか、再度その点について答弁を求めます。

それから対米請求権、同じ総務課長が答弁していました。この1万円は協会への負担金だと理解していますが、毎年、事業そのものはあると理解しています。参考までにですが、上限といたしますか、概要は今婦仁村としてはどの程度の予算が出ているのか説明を求めます。それからデジカメについても同じ総務課長です。修理が2万円ということは、結構大きいんですが、もともとの広報のカメラは、わかればいいんですが、どのぐらいの値段するのか。最近はどちらかという、修理より買ったほうが早いような値段、かなり安くなっていると思うんです。2倍の値段ぐらいであれば、まずこれが2回、3回修理があれば、もう買えると思うんです。この費用対効果です。今のデジカメがどのぐらいの効果のものか、大体わかれば、その点を再度求めます。

それから住基ネットについて、住民課長から答弁がありました。前にもそれについて質疑した覚えがあるんですが、今現在、どの程度発行されて、今回このネットの費用にありますが、カードの1,375円掛ける40枚となっています。これは去年も同じぐらい出ています。毎年40万円も出ているということは、結構利用されているだろうと理解しているんですが、一体どの程度。これは既に7年ぐらいなると思います。今現在、累計でどのぐらい、まあ去年も40枚ですからかなり出ていると思います。総枚数ですね、どのぐらい出ているのか、それからこの目的はどういうふうに使われているのかあまり知られていないと思うんです。それと理事者です。今この議場には11名の理事者がいます。議員等の資格はありますが、局長も含めてですね。議長、休憩を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 何を言いたいかという、もう10年近くなっている、発行し、今婦仁村はいわゆる国の法律に従って、この住基カードを接続しているわけです。法律に従ってということは、法律を守ってやっているわけですから、せめて管理者の村長は持っていただきたいと思ったんですけども、今、持っていないということですので、再度、担当課長にお尋ねしますが、どういう利用があるのか、私も5年以上前に発行して持っているんですが、あまり使ったことはないです。でも発行されているということは便利なことがあると思うんです。どういう便利なことがあるのか。それから費用が、私がやった5年前にたしか1,000円ぐらいかかったと思います。今は免除されているかどうか。それと40枚、去年もありますので、主にどんな目的で発行しているのか、調べているのがあれば再度この答弁を求めたいと思います。

それから先ほど138ページの19節負担金、補助及び交付金の村火葬場10万円、村外火葬場の使用の助成に対してです、今。課長から答弁がありました。この場合はいわゆるやむを得ず使えない場合には、名護

市ないし本部町にってもらって、その差額をとということで、これからすると年間5名ほどいるという計算だと思いますが、そのやむを得ない事情というのはどういうことなのか。混雑してとか、いろいろあると思いますが、その理由について、火葬場使用条例との絡みもあると思えます。どういう理由で向こうに行かないとならなかったか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの質疑にお答えいたします。

まず第1点目は無料法律相談の日程でございますけれども、これにつきましては、奇数月の第3水曜日ということで、年間6回という形になります。

それと2点目の対米請求権事業でございますけれども、この事業の内容としましては、助成の限度額が市町村400万円ということで、経費の90%以内の補助率となっておりますけれども、対象となる事業は地域活性化事業ということで、地域特性を生かした地域の主体性と創意工夫による地域活性化のための調査研究計画策定等の活性化推進事業に要する経費という形になっておりますけれども、本村においては、平成24年度の対米請求権、地域振興事業、実施計画書につきましては、2件ほど、1件については健康増進障害スポーツ整備事業、それから今帰仁村学力向上対策支援事業の2つの事業の計画書を提出しているところでございます。

もう1点あります。あとデジカメの件でございますけれども、これについてはおおむね10万円前後ということで聞いておりますけれども、ただ議員がおっしゃるとおり、修理費にあまりにも大きな額がかかっていると、費用対効果の面でもこれは問題がございますので、今後はその辺も考慮しながら、再度またそのような修理が出てくる場合には、また買いかえについても検討していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

92ページです。住基カードの件に関してなんですけれども、これは平成24年1月31日現在で総数ですけれども、144枚発行されております。年間30枚から40枚といったところで発行されているんですけれども、総数は今のところ144枚です。それでどういったことができるのかとか、利用目的があるかということで、免許証などを持っていない場合、公的な身分証明書です。身分証明書のかわりになります。それとイータックスといいまして、国税事務所のほうにパソコンから自分でインターネットを通して申告ができるということで、わざわざ国税事務所に足を運ばなくても自宅から電子申告ができるということでございます。それと住民票を他市町村でも取れると。必ずしも今帰仁村の役場窓口ではなくて、全国どこでもこれを持っていれば取れるということなどの利用価値というか、そういうのがございます。現在は1人当たり500円、発行に関して手数料を取っております。平成20年度から平成22年度の3年間に限っては、この手数料の無料化を実施して、国の特別交付税措置というのがありまして、そういうことを実施したんですけれども、今はその無料化は終わっています。主に効果というか、そういった面を挙げると以上のようなことでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 138ページの4款1項4目19節の村外火葬場及び葬斎場使用料助成金の

件につきまして、お答えいたします。

やむを得ない事情とはどういったことかということをございますけれども、昨年を例に挙げますと、エンジンというか、ボイラーのトラブルによりまして、修理に約1カ月ほどかかりまして、その影響で3名ほどの方々に本部町までちょっと難儀をしてもらった事例があります。その件と、あと定期的な、火葬場は御存じのように、800度から1,500度の高温での使用になりますので、耐火レンガの定期的な補修の場合があります。その前も約1カ月ほど修理の期間がありますので、そういった場合を一応想定していることでもあります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 理解しました。謝礼については、今答弁どおりで引き続きと理解しています。デジカメも10万円もするのであれば、当然修理がいいんですが。ただ修理の保証については、電化製品、今は家電は家電店から買っていると思うんです。保証期間というのが普通はメーカー保証は1年なんです。5%ほどの最初の費用で5年ぐらいに延びるんです。今のがこの2万円が果たして、5年以内に起こったものかどうか、5年を過ぎれば大体退化しているんですが、それを保証していれば、これはゼロになるんです。ですからこういった役場の備品でも個人が買うような感覚で、そういったのもつけたほうがいいのではないかとということです。まあ答弁できればいいんですが、それが保証が5年保証に入っているかどうか、それを確認していきたいと思います。その点、再度答弁を求めます。

それから住基ネットについては、今課長から答弁がありました144枚ということで、村内人口からすれば2%に満たない保有率ですが、ちょっと調べたところでは、今帰仁村ではほとんど免許証を持っていない人たちの身分証明がわりに使うので、今40枚ほど出ていると聞いています。そうであれば我々現役世代というのはやはり免許証が必要なので免許証があるんですが、もう80代の皆さんは割と返している人が多いです、免許証はもういらないと。そういったときの保証というのはもう何もないわけです、ある意味では。ですからこういったときに顔写真入りのカードというのはとても役に立つし、途中で何か万が一、行き倒れにもなった場合でもこんなのが役に立つので、せめて措置されていない500円ですね、年齢制限をつけてもいいんですが、これを無償にできないかどうか。そうすればもっと普及もすると思うんです。せっかく毎年、予算も立てているわけですから、もっと住民が利用がよいようにアピールをして、さらに使いやすく、500円の保証ぐらいであれば、無償にして、今帰仁村独自のこういう住民カード交付条項というのをつくれぬものか。住民課長の判断で難しいのであれば村長にお伺いして、答弁を求めたいと思います。

それから保健福祉課長の負担金の火葬場・葬斎場の助成金、理解しました。よくあることなんですが、ボイラーの故障とかも。それから今、火葬場には2台の焼却炉があると理解しています。あるんです。それをうまく使えば、ほかのところに行かなくてもできるのではないかといつも思うんですが、同時にできないという理由も聞いていますけれども、故障は当然あると思います、こんなに使えば。2台使えないのであれば、改修して2台使えるようにするとか、あれは使っていないと思うんです。どうなっているのか、

そここのところ答弁を求めたいんですが、2台あるのがうまく交互にやれば、1日に2回ということも可能ですし、場合によっては3回もできるのではないかと思います。そうすれば、せっかく立派な葬斎場もあるわけですので、ほかの市町村に行かなくても、この予算措置する必要もないのではないかと思います。単に故障だけなのか、点検なのか、2つ同時に使えないのか、あれは使えないけど置いているだけなのか、その答弁を求めたいと思います。焼却炉から火葬炉に訂正方お願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの質疑にお答えいたします。

デジカメの件でございますけれども、保証期間内のことなのか、それともその期間経過後の修理なのか、ちょっと確認しないとわかりませんが、いずれにしても修理費があまりにも費用対効果の面で見るとかかるとすれば、やはり保証期間を経過した後のものについては、買いかえ等によって経費もあまりかからないように対応していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時11分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたしたいと思っております。

費用的にいいまして、先ほど言いましたように、今、発行するのに500円をいただいていると、それが年間40枚ということで、計算しましても2万円ほどということで、この住基カードの普及等を考えた場合、そういった無料化、そういったのも十分財政あたりと検討して、できればそういうことが可能であれば、無料化で広報等に掲載して普及を図るといことも検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 138ページの4款1項4目19節の件についての質疑にお答えいたします。

火葬炉が2基あるので、両方交互に使えばそういった事態は起こらないのではないかと御質疑ですが、先ほど答弁いたしましたやむを得ない事情というのは、天災等で火葬場全体が、機械全体がとまった場合にやむを得ない事情ということで、他市町村へのお願いをしているところでございます。現在、使っている火葬炉につきまして、1基を集中的に使っているということは何度も指導はしております。というのは、火葬炉2基を交互に使うことによって、耐火レンガの寿命も長く保てると。修繕費も安くつくということでのメンテナンスは入っている、保守点検をやっている業者からの指摘も受けまして、その都度、今請け負いの方に説明を申し上げているところであります。けれども、まだなかなか1カ所だけ使っていて、壊れたときにもう1カ所使うという話をしているところでございますので、その辺、指導しながら、平成24年度からはメンテナンス会社も一緒に入って、その業務を行いますので、指導しながら、古い火葬場ではあるんですが、できるだけ長く使えるように延命化を図りながらやっていきたいと考えているところであります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)
ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出1款から5款までの質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

歳出6款農林水産業費から9款消防費までの質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 150ページをお願いします。6款1項6目の19節負担金、補助及び交付金の説明を求めます。この土地改良事業(土地改良区運営)補助金の説明を求めます。

170ページ、8款4項1目11節需用費の説明の欄の水道光熱費とあるんですが、電気料、水道料は計上されております。もっとほかにあると思うんですが、その説明を求めます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

150ページ、6款1項6目の19節負担金、補助及び交付金、その中の土地改良事業(土地改良区運営)補助金についてでございますけれども、これは現在、今帰仁村が設置しております今帰仁村土地改良区の事務費負担ということで、補助をしております。現在、平成23年度より、今回は234万3,000円ほど増になっておりますけれども、その理由といたしましては、これまで行われてきました土地改良事業、渡喜仁土地改良、仲尾次土地改良の国による補助事業を受けてやってきておりますけれども、補助事業の中で、今まで平成23年度まで認められておりました事務費ですね、事務費は主に給与、賃金、需用費等々の運営事務も手当できるということがございましたけれども、今年は平成24年度に向けては、この事務費に関しては補助の対象外ということが国からの通知がございまして、現在のところ、そこが抜けた分を手当をしてあげるという状況で増になっている状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

170ページ、8款4項1目11節需用費の中で水道光熱費の項目の件ですが、今回、電気料と水道料の計上があります。平成23年度はガス代として1万8,000円計上しておりましたが、平成24年度の水道光熱費でガス代を計上していないのは、ガスの使用を廃止して電気ポットの使用に切りかえたため、ガスの予算は計上していない状況があります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 先ほどの経済課長の説明で国庫補助がないということで、150ページの19節です。国庫補助がとれないということで、村負担だということで計上してあるみたいですが、これは確認したいんですが、これはほとんど給与が主だと思うんですが、多分1人だと思うんですが、説明を求めます。

170ページの11節の需用費の件ですが、これは私も昔は港湾にいて、大体内容というか、職員のあれはある程度把握していると思っているつもりなんですが、何か先ほどの課長のお話では、ポットだけ使用するから電気料なんだということを説明を受けたんですが、本当にガスを使わないで…、これは補正でもよ

ろしいんですが、私は電気ポットだけでは多分できないと思うんです。ガスを使わないでは、いろいろとありますね、港湾というのは。船乗りが来たらいろいろとやらないといけないし、ただお茶だけ飲ませばいいということだけのことでないと思うんです。いろいろあるので、この計上が漏れているからあれと思って質疑をしております。そのあたり補正でとるのかどうか、この電気ポットだけ本当に使用するのか、電気料でも去年より減額されているんです。本当はプラスだったら電気を使ってやるんだなという感じもするんですが、電気料の計上もマイナスであって、そのあたりちょっと理屈どうかなと思って、もう一度説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

現在のところ今帰仁村土地改良区の事務局体制としましては、2人が本採用でおります。まず1点目に1人は主に会計事務等々をやっている状況でございます、もう1人が現場に出ると、現場を見るという1人であります。そして賃金1名おります。これは事務補助ということをやっております。今回の運営補助の中にはまた旅費とか、需用費、事務運営のパソコン使用料とか等々が含まれております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

現在ガスの使用はやっていなくて、実際、電気ポットで飲み物を沸かすための電気ポットということでの使用をやっていきますので、現在のところ、ガスは使っていない状況にありますので、担当のほうでも今のところガスは必要ないという話をしていましたので、また改めてガスの使用とかができる状況があれば、補正とか、そういった方向性もまず考えていきたいと思っております。現在のところはまず電気ポットでの対応でやっているという状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 今の建設課長の説明で、今のところは使っていないんだということで理解して、補正で、生じた場合はということをおられるので、それで理解したいと思っております。もう一度、経済課長に説明を求めて終わりたいと思っております。事務職と現場職は本採用で2人いるんだということと私は聞いたんですが、よろしいのかどうか。それと臨時的に1人、この辺が先ほどの増になった要因ということでよろしいのかどうか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

先ほど御説明しましたように、この事務費の手当が国県の補助の手当は、賃金、給与の一部を含めて、需用費を含めて手当がありましたので、その辺が手当が単独になったという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 149ページの6款農林水産業費、1項農業費の13節委託料、団体営かんがい排水事業、天底第一地区調査設計352万8,000円ということでありましてけれども、天底第一地区というのはどこからどの辺までなのかということをお答えを求めます。

それから158ページ、6款農林水産業費、3項水産業費の13節委託料3,000万円の水産物供給基盤機能保

全事業というのはどういう事業か、事業の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

149ページの13節委託料です。団体営かんがい排水事業、天底第一地区調査設計ということで計上してございますけれども、その場所は…。御質疑の場所は前に天底土地改良区で一度面整備をされた場所が当該地区でございます。

158ページの6款3項3目漁港漁場建設費の中の委託料です。これは水産物供給基盤機能保全事業、これは歳入の面でもお答えいたしましたけれども、今回、国庫補助事業を受けまして、昭和時代から建設の整備が終わりました古宇利漁港、運天漁港の現在の機能についての調査を行い、どういった機能の状態であるか、これを調査することによって、現在のところの機能保全ということで、機能を強化するためにはどういった手当ができるかという調査を行う調査事業でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 先ほどの説明ですが、団体営かんがい排水、面整備されたところというのは勢理客の土地改良区なのか、第一地区。これは前に面整備されたところというけれども、どこなのかというのがありまして、再度答弁を求めます。

158ページの水産業費は質疑しましたけれども、今、事業の調査だけの事業なのか、それとこの中で事業もちょっと含まれるのか、この事業は調査して、来年も予算に計上出てくるのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

天底第一地区の場所は役場から湧川に向かいまして、県道505号を湧川向けに行きまして、宮城マンゴー園を過ぎまして、右手のほう、宮城マンゴー園があるあの一帯です。前に面整備が終わっている一帯です。あの天底地区のそこのかんがい排水事業を計画しております。もう1点目の委託料、漁港漁場建設費の委託料の水産物供給基盤機能保全事業は、今回は調査費のみの計上でございまして、その調査によりまして、どういった事業が必要なのか、どういった建設が必要なのかということを明らかにして、今後の漁港整備に生かしていくという目的で計画されております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度確認して終わりたいと思います。

団体営かんがい排水は天底地区のみやぎマンゴー園、大体場所はわかりました。これは配管は前にもされていると思いますけれども、老朽化によって新しいのを取りかえるのかと思いますけれども、答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

ただいま御指摘のありました工事の内容ですね、まさにそのとおりで前に配管はされておりますけれども、老朽化のため配管かえというふうに計画しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時45分)

午

後

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時30分)

次に歳出6款農林水産業費から9款消防費までの質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 149ページ、8節報償費、今帰仁村環境情報協議会の10万円、どういうものかお聞きします。

それと歳出156ページの13節委託料の320万1,000円、松くい虫防除事業、その他被害松散布とかいろいろありますけれども、その説明を求めます

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

149ページの8節の報償費です。今帰仁村環境情報協議会と申しますのは、特に村内の農村整備事業の新規事業の計画及び変更計画等の策定において、その協議会を開催して意見を聞くという場があります。その中では学識経験者として、委員としては冲国大の先生、琉大の先生が2人です。あと商工会と農業委員会の会長ということになっております。その開催をいたしますときの報償費になっております。

あと156ページです。6款2項2目林業振興費、13節の委託料の松くい虫防除事業(地上散布)ということで、今回計上しております。これは松くい虫対策の補助事業ということで、今回は天底地区を予定しております。場所としましては、役場から乙羽トンネルを抜けて、左手の松林のあの一帯を予定しております。またその他松林の駆除ということで、これは村全域の中で特に必要なところを駆除していくということで予算を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 今帰仁村環境情報協議会というのは、土地改良とか、いろんな会議があったときの予算としますけれども、そうであればこれは土地改良があるのにEFPではないですか。環境とはまた別の問題ではないか。環境というのは今帰仁村全体の環境のあれではないかと思ったんですけれども、もう一度、これはただ土地改良だけなのか、それとも今帰仁全体を見た環境協議会なのかお伺いします。松くい虫の駆除はいろいろですけれども、現在は伐倒して、出せるのは出してやっていますけれども、出せないのはこのままこっちでビニールをかぶせてガスを注入してやっているわけですが、伐倒などをするとき。そのとき今は問題になっている除草剤とか、ああいうものは土の中にしみ込んだ場合影響しないかするか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 お答えします。まず1点目の今帰仁村環境情報協議会というものはどういったことかということですが、村全体の環境保全とか、そういう提言ではなくて、まず農業基本法の改正、土地改良の改正の中で環境との調和の配慮というものが出てきていますので、そういう計画をする場合に、そういう協議会を開いて先生方の意見を聞くと。それを土地改良事業に反映していくという協議会になっております。

もう1点目の松くい虫の防除の農薬等の問題ということですが、それについては確かにおっしゃるとおり、慎重に対処しなければいけないなと思いますので、その辺も少しきちんと農薬の被害というん

ですか、それは環境に与える問題もあろうかと思しますので、その辺は最小限に抑えるような対策というのは必要かと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 1 時38分)

8 番。

○ 8 番 與那嶺好和君 報酬のあれはよくわかりますけれども、土地改良のあれだけでももうちょっと柔軟な宅地をつくるようなところは外すような環境で、協議会で話し合いをしないと、今、今帰仁村はお家をつくるのに非常に苦勞するわけです。土地改良とか、何かに農地法に引っかかったということで、だからそういうところまで協議するのকাশないのか、もう一度答弁を求めます。

それと松くい虫の原因は、持ち出せるのはいいんですけども、持ち出せない部分はビニールでガスを注入して、松くい虫を殺すために、モザックがガスをやりますので、これにちゃんと危険物のシールを貼って対応させないと、万が一、人間があけて見た場合、危ないのでそういうためにも危険防止という貼り紙はやったほうがいいのでないかと思えます。それについて答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

今回、上程しております環境情報協議会と、議員が御指摘ありました住宅云々という話とは直接は結びつきませんが、ただ農振地域を所管しているものとしましては、農振農用地ではあるけれども、宅地申請とか、そういう場合には我が今帰仁村としても、村長の方針にもありますように、人口増というものもかんがみまして、そんなに厳しくというほどではないんですけども、それなりに意見を付して、できる方向で、いつも農振の計画の変更は申請しているような状況であります。農振は基本的には沖縄県の許可認可になりますけれども、そういう状況の中でやっておりますけれども。

もう 1 点目の農業に関しては少し勉強不足でありますけれども、それほど劇薬で、もしあるのであれば、それなりのきちんとした対応というのは必要であろうかと思しますので、対処していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時41分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 1 時42分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑に補足してお答えしたいと思います。

確かにおっしゃるとおりのことであれば、1つの提案として、1つの提言として受けとめて対処していきたいと思えます。ありがとうございました。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2 番。

○ 2 番 石川清友君 147ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、19 節負担金、補助及び交付金147、説明の中段になりますけれども、368万4,000円、農業災害対策特別資金利子補給金事業、それと施設共済補助金20万円、それと農業機械銀行育成補助金50万円について、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

147ページの負担、補助金の中の農業災害対策特別資金利子補給事業です。これは先般の東日本大震災、台風被害、それに伴うセーフティネット資金の融資を受けた方々に対する利子補給としまして、5年間を県と村で折半すると。県2分の1、村2分の1をを利子補給していくと。それは5年間ということでございます。あと下の欄の施設共済補助金です。これは農業施設に関する施設の共済の掛け金に対する補助でございます、村が4分の1、県4分の1、農家が4分の2と。いわゆる共済金の半分は農家が持っていて、残り半分を村と県で折半するという補助事業でございます。下の欄の農業機械銀行育成補助金、これはJAが事業主体になっておりますので、JAが85%もって、村のほうで15%の補助を出しているという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほどの説明によりますと、農業災害特別資金の利子補給金事業につきましては、村が2分の1、県が2分の1ということで、これは農家はゼロということになるわけですか。それと施設共済補助金の20万円なんですけれども、4分の1ということなんですけれども、20万円で村内の方々が施設共済に入って、その20万円であるのかどうか。現時点で恐らく契約されている面積等について、その4分の1で間に合うかどうか。機械銀行につきましては、これは機械銀行、施設でなくて、JAに対する助成金という形になるわけですか。以上、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず農業災害対策特別資金利子補給事業、これは前の議会でも5年間出すために、5年間出す保証も出したと思うんですけれども、この5年間に限って、利子を県と村で補給していくと。そういう事業でありまして、受益者は5年間は持たないということです。

もう1点目の農業共済補助金、確かにこれは前の最終補正でも補正しましたけれども、今、渡喜仁の土地改良あたりの施設が伸びていますので、その分、最終で補正して、手当している状況です。ただ村全体としましては、加入率は高いほうではないということで、これはまた県全体としての問題があるということで、課題がある状況でございます。その点、最終補正で対応していくということです。あと農業機械銀行は事業主体はJAでありまして、そこに対する補助でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 農業災害特別資金の利子補給金事業につきましては、これは農家が利息はゼロになるということで、5年間限られた年数ではあるんですけれども、農家にとっては非常に重要な事業ではないかと思っておりますので、ぜひ続けていってほしいと思います。

それと多分施設共済補助金については、20万円では足りないのではないかと。恐らくこれは補正で出てくるのではないかとと思うんですけれども、これはもし農家が共済に加入したいということでふえても、ぜひこれについては対応してほしいと思います。それと農業機械銀行の補助金については、15%で50万円ですから、総事業費としては約300万円は超すかと。なると思うんですけれども、これは人件費だけなのか、それともその中で機械銀行の中のいろんな備品購入とか、そこら辺も含まれているのかどうか、説

明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

機械銀行の詳細は今手元にはございませんけれども、その中では人件費だけではなくて、機械のメンテナンスを含めて、等々を助成しているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 上の2つについては要望として終わりますけれども、農業機械銀行の育成補助金につきましては、今後、農地保有合理化推進事業ですか、放置畑の解消に向けても村もそういう協議会も立ち上げて解消しようということをやっていますので、その機械銀行の事業のあり方についても村と一緒にJAと組んで、その機械銀行を発展させていく形で、ぜひ育成については村の要望も出してもらって、一緒になって村の放置畑を解消しながら、農業の活性化に向けてやってもらいたい。特に今後は一般質問でも少し出したんですけれども、TPPの問題については、これはどう転ぶかわからない状況なので、それに対応する形で早期にこの農業機械銀行については、これは現在他市町村にはありませんので、やんばらの中でも多分これは今帰仁だけではないかと、この事業については。そう思いますので、ぜひ今後、この機械銀行を活性化させて、村の農業の活性化につなげていけるよう、この機械銀行についてはぜひ村も農協と一緒に、育成してもらいたいということを要望して、質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 146ページ、3目19節負担金、補助及び交付金の野菜価格安定事業負担金、この野菜価格安定事業の事業内容について詳細を求めます。

あとは159ページ、1目の13節、2ページにわたるんですけれども、地域資源活用観光ビジネスモデル事業と新商品開発・品質管理事業についての詳細を求めます。

それと169ページ、1目1節報酬、運天港活用推進協議会、その協議会のメンバーと、どのような協議をするのか、協議内容について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

私に対しては2点あったかと思しますので、146ページです。6款1項3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の野菜価格安定事業負担金です。ここで言われている野菜というものは対象がスイカでございまして、事業の概要としましては、野菜の価格がある一定の基準を下回った場合には、県と村と農家と三者による基金を積み立てて下支えをします。一定額よりも落ちた場合に支えてあげることによってございまして。ただし、この条件が県外出荷の場合、JAには3分の2以上を通すとか、県内出荷では2分の1を農協を通じて出すとか、そういう制約がございまして、等々がある関係上、私が就任してこの二、三年においては、この事業が発動はされておられません。平成23年度も不用額になりまして、最終で一応減額はしております。

あと159ページです。7款1項1目農業総務費の13節委託料、地域資源活用観光ビジネスモデル事業、

これは歳入のほうでも申し上げましたけれども、これについてはいわゆる今年の2月20日に発足しました本村の観光協会への支援でございます。内容としましては、事務局費と調査費等々がございまして。もう1点は、下の160ページの新商品開発・品質管理事業332万1,000円、これは今回黒糖製造業者であります共栄社が新商品開発と、これからの商品は高品質なものが必要ということで、その管理をする担当を1人雇って、そういうものも高めていこうという事業でございます。それに対する助成でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

169ページ、8款4項1目1節の運天港活用推進協議会のメンバーですが、今メンバーは事務局を入れて15名で構成されています。職名でメンバーを挙げたいと思います。村議会の議長、あと議会の経済建設委員長、あと商工会長、漁協の組合長、あと運天区長、上運天区長、北部港運の社長、あと伊是名村観光振興課長、あと伊平屋村商工観光課長、あとは今帰仁村長、副村長、あと経済課長、総務課長、建設課長、事務局として運天港管理事務所の所長の15名になっています。こういったものを協議するののかということですが、今、運天港のほうは伊平屋、伊是名丸が就航している状況にあります。また運天港の港湾のほうに船を利用しての物資の積み下ろしも利用されていますので、こういった物資の利用状況をどうしたら高めていけるのかとか、あと運天港の周辺を含めて、どのように利用していけるのかというのを協議するものになっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 野菜価格安定事業に対する答弁だったんですけども、今のところこの条件をクリアした農家が、これを基準に達する農家においてはまだ一度も発動したことがないということですけど、この状況をクリアする農家というのは価格安定事業でなくてもいいんですけど、一応状況をクリアしている農家というのは何農家があるのか、再度答弁を求めます。

それと1目13節の委託料の中で、観光協会と共栄社ということで、今ありまして、共栄社は地元の企業で頑張っている会社で、そういった方をバックアップというのはすばらしいことだと考えています。それと平成23年度には今帰仁ブランド組合員に対する委託料が幾つかあったんですけども、今回それは載っていないんです。本町の施政方針でも今帰仁ブランド組合を中心としたということで、すごいブランド組合を中心としたということで、すごいブランド組合に対しての期待や、育てたいという思いを、もう初めの文言で入っているんですけども、そういった中で、ここに委託料が支えるということがないということは、ある意味もうブランド組合というのは十分自立できる組合になったからそうなのか、それとも今、ブランド組合の状況、その辺の説明と、実際設立してから何年か、売り上げは順調にいつているのか。これの説明を求めます。

それと運天港活用推進協議会、今、伊是名、伊平屋の村長も含めて、いろいろな方がメンバーに入っているみたいなんですけれども、年1回の協議ということで、その中には伊是名、伊平屋への物資の供給の体制、ハードの面のものなのか。あと運天港の周辺の整備とかという話なんですけれども、見ている人は協議会、これに限らずいろんな協議会があって、何か観光協議会であるとか、何かみんなバラバラのよう

な気がして、そこで話し合っても生かされているのかというのが実感です。どのような、例えば年に1回やって、要望があったり、こういうふうにしたほうが良いという提案があったのか、それはまた実現したのか、この辺は内容は話をしているのか、それでどういった要望や、具体的に運天港を活用しようという方向性が見出したのかという、この辺の具体的な協議会の内容の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時05分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

第1の質問の中で野菜価格安定対策事業は、対象農家がどの程度あるかということで、その内容によっては、それは事業としての効果が少ないのではないかと御指摘でございますけれども、農家戸数については、詳細な資料は持っておりませんので、後ほどお答えしていきたいと思っております。確かにこの事業自体が県が主体となってやっている事業で、今帰仁の場合は野菜が指定されているという状況の中で、この事業そのもののかぎというか、良否というのか、いいか悪いかについては、確かに農家戸数については後で調べてお答えしたいと思います。

もう1点目のブランド組合についてなんですけれども、ブランド組合自体に対する支援ということで、村も一緒になって、この事業をサポートできるような事業も平成23年度も一緒にやってきましたけれども、ブランド組合の中に共栄社も含まれておりますので、共栄社自体の今回は事業が採択されたという状況の中で、ブランド組合そのものも実は事業は提案したんですけれども、今回、ヒアリングの段階とか、いろいろ県とのやり取り、県の雇用労災課のほうで採択しますので、今回は少し見送られている状況なんですけれども、補正といいますか、その次のを出していこうというのは、担当とも今調整をしているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

今運天港の活用推進協議会は年1回開催している状況です。これまで運天港の活用推進協議会の内容としては、ほとんどハード面、運天港の施設整備がこれまでずっと行われてきている状況にあります。伊是名村の船と伊平屋村の船を運天港に誘致して、そういったものでバースの整備に向けて、村としてもまた伊平屋、伊是名を含めて、3村でいろいろ協議しながら、バースの整備をやっている状況にあります。また伊平屋、伊是名村の事務所、その事務所についても今回新設のターミナルが建築されていますが、そのターミナルについても3村のもとで要請しながら、ターミナルの実現も行ってきています。それから運天港の護岸のほうですが、かなり老朽化していて、ひび割れの状態があって、これも港湾のほうの事業の中で護岸の整備と、修復ですね、一たんひび割れているところを全部取っ払って、護岸を整備していった状況にあります。この整備については、平成22年度である程度、整備は一段落ついてきている状況にあります。その運天港の周辺についても公園とか、そういったものも整備されてきている状況にありますので、今後はその施設を利用しての利用活用をどうしていくのかという協議はこれから実施していくこととなります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時13分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

ブランド組合についての支援という御指摘ですけれども、決して支援していないわけではなくて、今後あらゆる補助事業とかに対する支援はしていきたいと思っております。またもう1点のブランド組合の現在の組織状況という御質疑ですけれども、今、詳しい資料を持っていませんので、後ほど回答したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 野菜価格安定事業に関しての条件にマッチする農家の戸数ということで、ちょっと書類を今揃えていないということで、後でまた資料を提出するということがあったんですけれども、今、聞いていると何か条件をクリアする農家が少ないのではないかと。そういう中で今スイカというところでの固定されている部分があるので、やはり野菜ということで、もうちょっと野菜の数とか、門戸を広げるような努力をして、やはり今帰仁の農業というのはいろんな多品種、多品種とか、いろんな野菜をつくっている、本当に農業が盛んな地域であるのに、スイカというのも一つの今帰仁ブランドとしての価値としてもよく認めますけれども、それだけではないいろんな野菜がありますので、そういう意味では、もっともっと価格の、野菜に関しては本当に天気に左右され、天気に左右されるときはもうみんなができなくて、条件がとれば、またみんなが出てくると。本当に価格が不安定な状況になるので、この辺の門戸を広げるような今帰仁の農業を知れば、それぐらいのことを考えてもしかるべきではないかと。スイカだけではないですし、スイカも当然大切ですが、いっぱいいろんな種類の野菜をつくっていますので、そういうのを門戸を広げるような対策も今後ぜひ検討ではなくて、もう早速考えていただきたい。本当に農業というのは価格に左右され、本当に努力だけでは報われない部分もたくさんありますので、その辺の努力をよろしくお願いします。

あとブランド組合に関してなんですけれども、やはり育てていく。村長の施政方針でも毎年のように組合の問題が出てくるけれども、実際どういう形になっているのかというのが全然見えてこない部分がありまして、実際、組合員の数もふえているのか、減っているのか、実際、あともうちょっと応援すれば自立できるんだと。それがまた自分で頑張っていけるような体制をもつくれるんだとかという、名前はすごいいいんですけれども、結果とか、具体的な、何かうまく使われてしまっているなという感じで、その具体的な今の状況とか、すごい頑張っているなと。いろんな組合員が頑張っているなという形がまだなかなか見えてこないものですから、この辺はまた今持ち合わせていないんだとしたら、もう設立してから何年になって、組合員が当初は何名、今は何業者だという形から、売り上げも当初から現在、これまで売り上げが上がっているんだと。どの地域ではブランド価値を高めたんだとかという形で、この辺の報告も、私もブランド組合を、やはりこの地域では大量生産できない、やはり沖縄の土地の、やはり海外のものには量ではかなわない。品質なんです。付加価値のある商品、ブランドがこれからの今帰仁、沖縄の農業であり、加工品であり、そういったものだと思うので、やはりそういう意味では育てていただきたい。ただ、状況

が見えないというのは、私たちとしてもどういうふうになっているのかということがありますので、ぜひこれも後でブランド組合の状況というのを説明していただきたいと。

それと運天港活用推進協議会、今まではちょっとハードの部分という中心で協議を重ねてきたということで、大体ハードの部分は終わりだということになると、ある意味、次はどうお客さんを呼ぶか、どう物資を呼ぶかという、この構成員の皆さんもある意味、観光関連の方から、いろんな物流の方までも含めた、ちょっと組織がえというか、メンバーの構成も変えたり、もうちょっとあとはどう活用するかということになると、かえって1回きりではなく、何度か運天港の活用に関しては思い切ってやられたら、伊是名、伊平屋にとっても大切な問題であります。今帰仁村にとってもこの運天港が活用されるということは、本当に村の経済にとっても大きな効果があると思いますので、ハードが終わって、ソフトであるならば、本当に3村一緒になって一括交付金の問題を含めて、この地域の活性化につながるような何かソフト事業というのか、いろんなものを考えるためにもメンバーの構成をちょっと変えたり、回数をふやすなりして、やっていただきたいと考えていますけれども、村長にこの辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時18分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

野菜安定化対策事業の品目をふやせないかということですが、これについては拠点産地の関係とか、また県と村と農家という負担割合ですので、県の担当部署との調整とか、ふやす場合ですね、そういうものが必要かと思えます。それについては御指摘のとおり、検討していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど建設課長からも説明がございましたけれども、今後は運天港の利活用をどうするかと考えています。そういう中で、年1回では私は少ないと思っております。今、伊平屋村、そして伊是名村の村長とも運天港の活用についてお互いもっと真剣に話し合いをする場をつくろうということと、この協議会に村長が参加するのを早い時期に、この年1回ではなくて、これは3月に最終にやっているわけですが、年度の初めごろに協議会というのも持てるように今後検討をしていきたいと思っております。今帰仁村にとっても運天港の活用については、非常に今帰仁村の経済の発展にも影響しますので、今後、運天港の活用についてはしっかりと検討していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 野菜価格安定事業に関して、先ほど品目の問題とか、県と調整しないといけない。当然、県と調整しないといけないのは十分わかっているんです。それをやるかやらないかの調整をしに行くかどうかという話であって、県と調整しないといけないから検討しますという話ではなくて、少しでも広げられる努力をしていただきたいと言っているんです。当然、県と交渉しないのであれば、独自で出すのなら同時で出すでいいんですけれども、県からも取りたいという話をするんだったら、広げるた

めにその努力をすると。農家が本当に価格や、本当に努力だけでは報われないんです。気候や病気や価格、いろんな問題があるんです。そういう中で、私は何度も同じことを言うんだけど、地域目線になってくれと言っているんです。接触してできなかつたらそれは仕方ない話ですけども、県が検討しないといけないからという話は通用しない。これは当然の話であって、だからそういう意味で、農家の抱えている問題一つの価格の保証という問題も、本当に農家の気持ちになって、どうしたらそういった形をカバーできるか、徹底的に県にかえてでも門戸を広げると。品目をふやすんだという形で前向きな形で答弁をいただきたいんです。県との調整があるから検討いたしますという話は、私はちょっと理解ができない。検討するからこそ広げにいく努力をするのであって、その辺は前向きな形で対応のほうを求めます。

村長、実は先ほどの運天港の活用で、いろんな観光関連や物流関連の方を交えて協議会をなささいということでしたが、実は本当のこういうものを協議だけでは済まされない話であるので、本当はトップダウンでこうするんだというぐらいのことを指示してから協議会で具体的な形を検討するぐらい、ここからすくい上げるのではなくて、トップダウンで下して、では実現するためにはどうするんだという観光の専門や物流の専門からも、それぐらいの引っ張っていくぐらいの形でやっていただきたいんです。一括交付金というのは本当に村長の指導力がこの予算の有効的な活用があるから使うのではなく、こうしたいから使うんだという方向に、従来の予算のあり方も違うんです。あるから使うではなくて、これをやるからこれを使うんだという逆の発想なんです。そういう意味でも協議会というのを設けているのであれば、本当に専門者を交えて何度もやるべきだし、ただし、そこには村長の魂を込めた思いをトップダウンで下して、そしてそれを実現するためにこういう専門家を交えた協議というのが必要であるので、その辺の線をもう一度村長の一括交付金自体を本当に地域が地域の振興をみずから考える時代にも突入しているんです。そういう意味でも村長の意気込みとこの運天港を活用する意味での自分の思いを実現するのだという前向きな答弁を村長に求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 2 時25分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

野菜価格安定事業の件であります。先ほど経済課長からもありましたように、この50万円というのが活用されたことがこれまであまりないということでもあります。先ほど質疑の中にもこの野菜の品目をふやす必要があるのではないのかという御質疑でございますが、そのとおりだと思っております。先ほど経済課長からもありましたように、これは拠点産地としてスイカが認定されているということでもあります。そのほかの農作物についても今帰仁村は県内でもゴーヤーを初め、いろんな農作物がございますので、この認定を早目に受けるように、最大努力して、その野菜安定価格事業に乗せられるように努力をしていきたいと考えております。組織づくりをしっかりとしていきたいということでございます。

それから運天港の活用でございますが、先ほども申し上げましたけれども、3村の村長でいろいろお話をしようということで、その指定となるのは私がやるからということで、いろいろ申し上げております。今後、3村連携をすることがやはり運天港の活用につながると思っておりますので、これまでと違ってで

すね、これまでは施設の整備とか、いろんな基本的な整備をやってまいりましたけれども、今後はその港をどう活用するかでありますので、これまでと違う考え方の中で運天港推進協議会を開きたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出6款1項の村づくり交付金について質疑を行います。

153ページから154ページです。13節から27節まですべて村づくり交付金となっておりますが、すべてではなくて、委託料の中、それから使用料、工事請負、公有水面財産から27節までありますが、この村づくり交付金事業の東部地区のみについて、大まかでよろしいですが、それぞれの委託料の村づくり交付金事業の3,900万円から使用料の2万円、そして工事請負の1億970万円、あと公有財産、それぞれにある東部地区の説明を求めます。

それから160ページの商工費、2目の観光振興費の中に7節賃金の観光地清掃人夫賃の3万3,600円、それから11節需用費の同じく公衆便所水道料13万円、それから12節役務費の公衆便所汲取料2万円、次の161ページの一番上です。浄化槽法定検査手数料（古宇利）7,000円、この説明と次の162ページの土木総務費の13節の委託料、風景づくり推進事業385万円の説明、それからちょっと重複しますが、169ページです。先ほど5番議員、6番議員から質疑がありましたが、内容が同じのは割愛していいですので、運天港活用推進協議会の本年度の協議会の日いち、何日に行うか、決まっていると思います。それとその協議会の内容については説明がありましたので省きますが、範囲です。今回の範囲の中の説明は運天港のバースのところでしたが、もとの古宇利丸の出るところ、運天漁港ですか、そこも範囲に入っているのであれば、そここのところの協議会の中であれば、その説明まで求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

7款1項2目観光振興費の賃金です。観光地清掃人夫賃、それに関連して公衆用便所の水道料、需用費の中にある公衆便所の清掃とか、役務費の公衆用便所の組み替え等々の質疑であったかと思います。観光地の主に今公衆用トイレが与那嶺長浜、あとは今帰仁小学校の村営グラウンドの隣にあります。それと運天森公園あたりの清掃もごさいます。そういうものも含めた費用に充てております。最後の浄化槽法定検査手数料、古宇利ふれあい広場にあるトイレの法定検査だけは村で見て、あと維持管理は受託者のほうで維持管理をしている状況でございまして。質疑はこれだけだったと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

153ページ、6款1項9目13節の委託料の村づくり交付金事業の東部地区の3,905万円の内容ですが、まず東部地区の用地測量委託業務を予定しています。これは呉我山のほうの7号州道、それから勢理客の2号農道、東部地区の測量設計委託業務（その1）、これは1号、2号の農排と1号の農道を予定しています。それから集落防災安全施設設計委託業務、これについては防災無線とカーブミラー、ガードレール等の委託業務になっています。それから14節の使用料及び賃借料の東部地区の2万円の内容ですが、これはパソコンの使用料になっています。それから15節工事請負費、東部地区の1億970万円の工事の内容です。

が、今回、地域農業拠点施設工事、これは天底のほうに今予定をしていて、設計をやっているところで次年度に建設に入る予定でいます。それから放送施設の設置工事、これは勢理客、天底、湧川のほうに設置していきます。これは防災無線のほうです。それから防犯灯設置工事、これは湧川のほうで予定していません。それから2号州道工事、これは天底のほうの工事になります。それから17節公有財産購入費、村づくり交付金の東部地区の1,500万円については、地域農業活動拠点施設の中の備品関係、公有財産ですから土地の購入になります。今この建物を建てる土地の購入です。あと州道関係の用地購入によります。それから18節備品購入費500万円の計上については、農業拠点施設の備品関係の購入費に充てています。18節まででよろしいでしょうか。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時37分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁漏れがありました。運天港の活用推進協議会の件の内容ですが、開催は平成24年3月29日を予定しています。以前、古宇利丸のついていた場所についても運天港の管理区域になっていますので、その施設を含めて、今回利用の協議になっていくと思います。

風景づくり推進事業についてですが、これまで平成22年度から事業を行ってきて、平成22年度には景観計画をつくっていくための基礎資料を調査していています。それから庁舎内の各課のヒアリング等々、あと村民とか移住者に対してのヒアリング、それから村民アンケートを調査して、リーフレットとかの配布を行ってきている状況にあります。それから平成23年度においては住民ワークショップを開催しまして、村内の4小学校区域ごとに景観のいい、風景のあるところを現地を歩きながら、どういった風景を残していったほうがいいかという内容で、村歩きを実施して、それから第1回の景観計画の策定委員会を開催しています。それから第2回も開催して、景観のゾーニングしたり、重点地区を選定していている状況にあります。それから第3回目の景観計画の策定委員会を3月2日に開催を終わったところでありました。これについては、景観計画の素案を検討していった状況にあります。それから平成24年度について、この新年度の景観計画の予定ですが、まずこの素案に基づいて住民とか、業者の意見とかの交換会をやって、それからまた景観計画の策定委員会を4回目と5回目、今年は2回を開催して、この景観計画を策定していく予定であります。最終的にはその景観計画に基づいて、景観条例を制定していく予定であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 153ページの村づくり交付金、ちょっと項目を絞り切れなかったものですから、一応真ん中のどちらでやっているかわからなかったものですから一応13節から15節で聞いたんですが、今回の15節の工事請負費の地域拠点づくり、天底区のワルミ架橋の近くにある、そばのほうにあるところだと理解していますが、そのところをもっと詳細に説明を求めます。この中にある予算はすべてを含んでいるものだと思うんですが、この工事請負費は地域おこし拠点づくりだけのものかどうか。これから平成24年度になると思いますので、これの概要をもう少し詳細に、大きさとか、決まっている段階でいいので、大きさとか、中の組織とか、あるいは概要、それともう1点はその中に湧川地区の防犯灯の件につ

いてももう少し詳細に、場所とか、規模を説明を求めます。それから商工費の160ページです。次の161ページですが、浄化槽法定検査手数料、古宇利区のふれあい広場だと理解していますが、内容については今業者に依頼ということだったんですが、当初の見積もりと、つくったときの浄化槽の見積もりと現状とがとても離れているような感じがするので、これは補正予算のほうでも質疑をしたんですが、どうしてもトイレの数というか、それが少ないような気がして、このところは今回それに盛られているのか、増設しないと間に合わないのではないかという気がするんですが、そのところは当初予算には出ていないと思いますが、そのところでもし増設しなければならないとか、あるいはまた予定があれば再度答弁を求めます。

風景づくり推進事業については、平成22年から始まり、毎年予算が出て、まだ委託の段階ですが、平成24年度には4回、5回の会合を開いて、景観条例にも至るということで、今いろんなところで景観条例に対していろんな意見が出ているかと思えます。古宇利地区とか、あるいはまた乙羽山とか、その辺もあります。そのところは平成24年度は地域の声も生かしてやっているんです。それからまだ委託料の段階なので、正式には景観風景づくりの形が今年は見えてくるのか、そこまでもう少し詳しい説明を求めます。

それと先ほど6番議員から詳しく質疑がありましたけれども、運天港活用推進協議会ですね、私もこれは10年ぐらい前に協議会の一員になったことがあったんですが、いつも30日とか31日に駆け込みの会合を、形だけのをやっているという感じがありました。たしかに港湾も相当整備されて、ソフト面で相当協議会が本当に生きた協議会にならなければならないだろうと今思っております。そのところは6番議員と課長及び村長とのやりとりでよく理解していますが、古宇利丸つき場がもう既に7年ほどなるかと思えます、7年にはならないか、これができてからですね、その活用について、いろいろ区民からも言われている、あるいは要望も出ているんですが、まだそこを生かしきれていないということで、私なりに調べてみたんですが、ある民間企業の船着き場というか、事務所になっている感じがするんです。調べているのであれば、そこら辺答弁の段階でいければ答えてもらいたいんですが、そのところは大型バスがそのまま廃車されたバスが置かれて、このバスそのものが事務所になっているんです。あそこはある意味では公共の場所で、一企業が占有して利用はできないと私は理解しているんですが、そのところはどのように把握しているか。この活用推進協議会でまたその会合にこういう話が出たかどうか。今後どう取り組むかについても、この活用協議会の内容にも関係すると思えます。実際には占有しているという感覚があるんですが、本当は違うと思えます。再度、そのところを協議会でどんな話ができただか、答弁を求めていきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かに指摘のありました古宇利ふれあい広場のトイレについては、御指摘のとおり増設しなければいけないということは重々承知しております。それについては、トイレの増設とかは新年度予算には計上しておりませんが、これは仮称であります一括交付金の中で要望としてきちんと盛り込んでいるような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず村づくり交付金の地域拠点施設整備工事の状況ですが、今、設計のほうを行っていて、今、建物の配置とか、建物の構造的なものです、どういった間取りにするのかとか、そういったものを検討している状況であります。駐車場も必要になってきますので、駐車のできるスペースも含めながら、計画のほうを今行っている状況にあります。

それから防災無線の件の内容ですが、これは湧川地区のほうで…、すみません、防犯灯の設置についてですが、防犯灯については湧川のほうで8カ所予定しております。

それから風景づくり推進事業の件ですが、今回、景観計画の素案づくりの中で、建築の高さをどの高さにしていくか、どういうのを今素案の中で検討していて、それをまた村全体の中で重点地区、どの地区を重点地区にしていくかというのも含めて、今、この素案の中で検討している状況にあります。それから今年に入って、その素案に基づいて住民の説明会とかを開いていきたいと考えています。この説明会については、まだはっきり、今からの計画にはなるんですが、各字の大体大きいところの字は1カ所ぐらいでやって、あとほかのところは二字とか、そういったものに分けていって、その素案のものを提示していきながら、また住民の意見を聞いていって、景観計画のほうにまた盛り込んでいける内容を検討していきたいと思っております。それからこの策定委員会の中で、そういった内容を詰めていく予定であります。

それから運天港のほうのバスが占用しているのではないかと話なんですが、これについては今この運天港の管理者である県の土木事務所のほうの管理になっているんですが、そこからバスが事務所になっているところのものは、許可を得て事務所として利用しているということになっています。これは中央観光のほうが利用していて、そのバスも事務所に使いながら、また新たに観光バスも利用で、ここを発着点にして那覇空港まで利用するというので、事務所を設置するものは占用として許可を得ているということになっています。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午後2時53分)

建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** 答弁漏れがありました。古宇利丸の活用について、今後、今の運天港の活用を含めて、今後そういった利用については検討していく内容になっています。

古宇利丸ではなくて、古宇利丸の舟艇がついていた場所についても運天港の管理の範囲に入っていますので、そこも含めて利用の協議をやっていきたいと考えています。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午後2時54分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午後2時55分)

11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 153ページの村づくり交付金については、まだ公表できないという段階であります、地域の関心も高いところでありまして、早目にできるように。それとどういうふうになるかは、例えば指定管理になるのか、あるいは地域に、その住民に完全に任せることになるのか、それだけの、これだけでもいいので答弁を求めたいと思っております。その地域についてはですね。

それから運天港の件なんです、古宇利丸ではなくて、その場所の件です。あの場所については、実はほかにも利用したいという人もいて、私も調べてみたんですが、港湾土木事務所のほう、これは実は北部土木事務所の管轄であるんですが、本庁のほうでは申請は出ているということと、今やっていることと現状が違うということです。あそこは公共の場所で、いわゆる企業が事務所として使うという方向では許可しないと聞いております。つまり向こうで使っているということは出していないようでありまして、本来は。ですから今、バスが移動するという点については、確かにあのバスは船から降りている人を乗せたりするためのバスはわかります。でも動かないバスを置いて事務所になっているんです。電話番号も書いています。電話があるかどうかはわからないんですが、そこに電話番号も書いています。形こそ違いますが、事務所の形になっているんですが、完全に県としてはこういう形では許可できないと。また、していないとなっています。ですからそこはある意味では、今帰仁村でもまだ方針も決まっていないうわけですから、ああいう形で本来ならば許可をしてはいけないということで、多分3月中には撤去命令も出るのではないかと聞いていますが、その点のところを再度確認をしたいと思っております。また今帰仁村としても、今言った中央観光ホテルの名前が出てきましたけれども、その企業がこういう公共の場所をそのように使っているかというのはとても大きな問題だと思っております。皆さんが使う分には構わないと。でも固定して占有することにはならないということで、管轄である県のほうではそういう約束ではなかったと聞いていますが、村としては直接の管理を受けている側としては、それを確認をして、業者ともお話をしたほうがいいと思っておりますが、この点は、よく調べて対処していただきたいと思っております。確認をしたいんですが、これは本当に有償で貸しているか。港湾の事務所でもそういうふうには認識はしているらしいんですが、実際には調べていないと思っております。有償で借りているということではないです、あそこは。公共の場でもありますから、有償で貸すには、例えば道路を貸すのと同じことですので、公共の場所でいわゆる住民でもほかの村民でも村外の人でも使う分には自由に使っているということを県では言っていますが、ある特定の団体、または民間の企業が占有して使うということにはならないと思っておりますので、その点のところは再度確認をしていただきたいと思っております。これは今帰仁村の使い方にもよると思っております。だからいろんな使い道もあると思っております。今の運天港のほうとはまた違いますので、古宇利丸があったところは確かに発着場ということで、それだけの使い道になっていりましたが、もう橋が架かってからそういう用途がなくなったために、ある意味では自由に使っているということもあります。それから地元のレジャー関係のボートの持ち主などもそこを自由に使っています。そういう使い方をする分にはいいとしても、占有をして、ずっと長期間置けるというのは問題だと私は思っておりますので、再度それについて答弁を求めたいと思っております。

それから先ほど村長からありましたとおり、運天港港湾協議会というのは、駆け込みで3月30日に、あるいは29日でも、近寄って1回やればいいというものではないと思っております。前にやったときも、私も実際委員になったことがあるんですが、ある意味では形式的にこういったことがありますということで了承を得た、いわゆる形だけの協議会になっていると。現在は参加しておりませんので、内容はわかりませんが、大体似たようなものではないかと思っておりますが、それは生かしていかなければならないと思っております。

それから経済課長、ふれあい広場の件ですが、何度も、補正のときも話していますが、一括交付金で利

用する、大いに結構なことですし、それはまたぜひ推進していただきたいと。まだ4月にどうなるか要項もわからないので当てにはならないです。ですからこれは急を要することだと思います。プレハブで簡易のトイレをつくってでも対処しなければならぬと思うんですが、これは村長にぜひお答えいただきたいと思うんですが、今年は切羽詰っていると思います。今、土曜、日曜日は言うに及ばず、普通のウィークデーでも既に、ちょっと天気が悪くてもいっぱいしているぐらいですから、土曜、日曜になると、これは生理的現象を解消するにはとても間に合わない施設だと私は理解しています。これは新年度からでも簡易トイレを置いてでも間に合わすべきではないと思うんですが、その点について村長の答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

天底の農業拠点施設の管理の件ですが、今この設計の段階でも今帰仁ワルミ観光物産合資会社設立準備委員会というのが立ち上がっていて、そここのところと一緒に調整しながら、設計も進めていますので、運営については、今帰仁ワルミ観光物産合同会社のほうに管理を任せていくということになります。

それから運天港のバスの占用の件については、再度確認していきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えします。

ふれあい広場の件について、トイレの件についてなんですけれども、村での仮称一括交付金の要望は、まだ確定ではないからということなんですけれども、基本的にはまた県の施設でもありますし、沖縄県への要請もたびたびやっているような状況で、基本施設については県のものではあるんですけれども、県と同時並行して村も要望していくという格好を今取っています。簡易トイレの件については、検討課題だと思ってしまうんですけれども、一つの方法として、今、隣の構造改善センターも利用するように区長と話をして、利用している状況はとっております。提案のありました簡易トイレについてはまたちょっと検討課題だと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時05分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 古宇利の橋詰広場のトイレの件でございますが、確かに予想以上の観光客ということで間に合わないような状況でございます。そういう中で、先ほど質疑にもありましたように、抜本的な改善、そして簡易トイレという御指摘がございましたけれども、先ほど経済課長からも答弁がありましたように、これは県の施設でありますので、これまでも県に要請はしております。その中で、先ほどうちの経済課長からも一括交付金のことがございましたけれども、県も同じでありますので、一括交付金につきましてはこれまで以上に県にしっかりと要請をしていきたいと思っております。

それから簡易トイレについては、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時06分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 運天港活用推進協議会の件でございますが、これまで年1回、3月に行われております。前回から少し、私は変わってきたと思っております。といいますのは、今後この運天港の活用について、お互いしっかりと話し合いをしていこうということも前は話し合いを持ってあります。そして先ほど6番議員にもお答えしましたけれども、年1回ではなくて、最低2回以上は会議を持って、運天港の活用についてしっかりと話しをしていきたいと思っております。これまでは1回ということでの考えでやってきていますけれども、これは村長としては今回の推進協議会の中で、年1回ではいろいろ話ができないという中で、村長から提案をしていきたいと考えております、回数につきましては。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 何度も同じことは差し控えますけれども、ぜひ新年度は善処していただきたい。それと景観条例については、ある程度、煮詰まっているのではないかと思います。最後に景観条例は予定としてはいつごろに条例化したい、提案したいか、それを答弁を求めたいと思います、村長です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

景観条例については、今、平成24年度で景観計画を策定して、それから景観条例の提案をしていきたいと考えていますので、平成25年3月をめどに今条例を提案したいと思っております。24年度内です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで歳出6款から9款までの質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時22分)

歳出10款教育費から14款予備費までの質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 187ページから188ページへ続きますけれども、12節役務費の楽器、ピアノ等の8万1,000円の説明を求めます。これはピアノの調整費ですか、調律、これはどういう意味か答弁を求めます。そして199ページもあるんです。ピアノ等の3万円。そして206ページにもあります。これも説明を求めます。小学校の、社会教育ですか、12節役務費。そして210ページの17節公有財産購入費の今帰仁城跡等買い上げ事業の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 188ページ、10款2項1目12節、楽器調律、ピアノ等については、毎年調律を行っております。これについては199ページの幼稚園も同じように楽器の調律を行っております。やはり弦楽器ですので、毎年調律しないと弦の強弱によって音階が違いますので、専門の調律師に委託、依頼し、調律しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまの御質疑にお答えいたします。

206ページの12節役務費のピアノ調律でございますけれども、今、学校教育課長が説明したとおりでございますけれども、社会教育課のピアノは中央公民館の講堂にありますピアノでございます。

210ページの公有財産購入費、これは今帰仁城跡の第三次指定に追加指定されました。残っている土地、2人の土地が3筆残っておりまして、あとは今泊の公有地がございますけれども、個人有地、企業有地としては最後の土地になります。そういう関係で細かく説明しますと、2人の方で3筆1,355平方メートルでございます。金額は単価にしますと、平米当たり約6,020円になります。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 8番。

○ **8番 與那嶺好和君** ピアノの弦の調整のあれですか。これはわかるんですけども、なぜ聞くかという、この前、卒業式に行ったんです。君が代するときにはこのピアノがとまるんです。校歌のときは自然になるんですけども、君が代になったら、学校の先生もピアノがとまるんです。弦のせいかと思ったんですけども。意味わかりますか。これは文科省は君が代もピアノで演奏しなさいということだと思っておりますけれども、このときだけテープが流れるわけです、ピアノがとまって。何のためにピアノがあるかと思って聞いているわけです。私はピアノで演奏してやるべきものではないかという気がして聞いているわけです。それに対して教育委員会で指導しているのかしていないのか、お伺いしたいと思います。

そして城跡の買い上げ場所、これはどちら側になっているか私たちがはわからないわけです。場所を言わないと。ただ買い上げはどこがやりますといたら、議員はだれもわからないと思います、どこを買い上げしているのか。この場所を知りたいために聞いているわけです。その答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

教育長。

○ **教育長 謝花 弘君** 昨今、君が代斉唱云々について、いろいろ新聞でも報じられているんですが、文科省からの指導要領によりますと、これはピアノで演奏することも、それから音楽を流してやることも構わないんです。だから斉唱するものとするということがあるので、これは立場上やることになっているわけです。ところがあるところでは思想信条の云々という格好でかなりイデオロギーの争議になっているんです、皆さん。幸い今帰仁村はそういうことはありません。全員が起立して歌っている。ピアノを演奏するかしないかは別にして、それは許容範囲ですので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** お答えいたします。

場所ですけれども、ハル名を言ってもわからないと思うんですけども、今泊のアタイ原というところがあるんですけども、アタイ原は教会から上って、あれは県道115号線になりますけれども、今泊慰霊塔があって、旧道路と今の桜並木の道路があるんですけども、この旧道路と新道路を囲った間で、地目も畑ですけれども、この間の中で3筆がございます。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 8番。

○ **8番 與那嶺好和君** 教育長、意味はよくわかります。しかし、テープを流そうが、伴奏をしようが、いいではなくて、今帰仁村の教育委員会として、どういう指導をしているのか聞きたいわけです。今問題になっている大阪市の橋下市長なんかは口まで見なさいというぐらいの厳しいあれが出ているんですね、これが。この前、今帰仁小学校の卒業式、君が代を歌ったのは2人ぐらいです、議員の2人ぐらい。あとはだれも歌っていませんでした、先生方も。しかし、これは教育委員会として、教育者と愛国、日本人として君が代ぐらいは指導したほうがいいのではないかという気持ちで私は言っているわけです。アメリカだったら、ほかの国なんかは全部起立して、歌さえ流れればすぐ立ってやるぐらいなんです、ほかの国は。日本だけです、日教組からの指示かわからないけれども、しかし、今帰仁だけは私もやってほしいという気がするんです。日本人ですから。そういうためにもやはり今帰仁の教育指導として歌わすべきではないかという気がするわけです。それに対して答弁を求めます。あとはわかりました。

○ **議長 久田浩也君** 教育長。

○ **教育長 謝花 弘君** 全く同感です。私もそのかつてその支庁にいた立場上、指導要領で国歌を掲揚し、国歌を斉唱すると明記されているわけです。ところが指導も入れているわけですがけれども、結局、ふたを開けてみるとさまざまなもの動いているということになります。ですからここはとにかくそのことを説得して、させる方向で、これは頑張っているということです。御理解いただきたい。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑ありませんか。2番。

○ **2番 石川清友君** 177ページ、10款1項2目の7節賃金です。外国人講師32万1,000円掛ける10カ月の2名になっているんですけれども、その説明を求めます。

それと232ページ、12款1項、これは1目、2目も含めてです。5億9,240万7,000円になっているんですけれども、その説明を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 学校教育課長。

○ **学校教育課長 島袋隆則君** ただいまの質疑にお答えいたします。

177ページ、外国人講師10カ月となっておりますが、残りの2カ月については補正で対応していきたいと考えております。

○ **議長 久田浩也君** 総務課長。

○ **総務課長 山城徳男君** ただいまの質疑にお答えいたします。

12款1項公債費、1目元金と2目利子でございますけれども、これにつきましては、23節償還金、利子及び割引料という形で、これは起債等に係る元金の償還金でございます。それから2目の利子については、起債等の借りに係る利子でございます。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 2番。

○ **2番 石川清友君** 177ページの外国人講師につきましては、10カ月ということであったものですから、去年はたしか12カ月で計上されています。2カ月は休むのかと、夏休みは休むのかと思って一応お聞きしました。2カ月については、補正を組むということですので、それで理解いたしました。

232ページ、公債費の件なんですけれども、平成22年度に5億9,200万円、元金で5億2,300万円、もし返済後の残高、今お持ちでしたら、今年の起債を入れずに、平成24年度、この5億2,300万円を返した時

点での残高をお持ちでしたらお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

平成22年度末の当該残高が39億3,349万7,000円となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいまの答弁では平成22年度の残高ということでしたけれども、今回5億2,300万円返済後の残高というのは出ないですか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、平成22年度末残高については、39億3,349万7,000円でございますけれども、これに対しまして平成23年度の借入れがまだ確定しておりませんが、見込みで1億3,130万円ほどで、これに対して元金が5億121万3,000円、それから当該年度、この償還利子が6,039万9,000円、これからすると、平成23年度の残高の見込みが35億6,358万円と見込まれます。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 平成23年度で約35億6,000万円の残高ということでありまして、これは後でもよろしいですから資料として償還予定表をもらえたらと要望をして、質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 183ページです。2目の19節負担金、利子及び交付金、下のほうに今帰仁村学力対策費補助金ということで、小学校の漢字検定の補助金と中学校の英語・数学・漢字検定補助金がありまして、前年度よりも減額になっているんです。その説明を求めます。それと次、その下の小中高連携先進地研修補助金、これの説明というか、研修に行く先進地域の場所と人員、だれが何名いくのかということをお伺いいたします。

それと210ページ、3目の13節委託料、城跡さくら管理委託という説明がありますけれども、49万9,800円です。その所在、だれに委託をするのか、どのような内容なのか、お伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

183ページ、10款1項2目の19節負担金、利子及び交付金、学力対策費補助金、小学校漢字検定及び中学校の英語・数学・漢字検定補助金の減額についてでございますが、これは昨年度、平成23年度の実績を踏まえて計上しております。それから小中高連携先進地研修補助金につきましては、従来、夏休みを活用いたしまして、校長研自主研修を行っていたんですけれども、本年度、北山学園構想の中で校長会を中心に先進地を視察したいということで、補助金を計上しております。その中でメンバー構成といたしましては、校長会5名、そして小中校から3名、計8名となっておりますが、中高連携につきましては、3泊4日で広島県を想定しております。それから小中連携は2泊3日で宮崎県を予定しております。何地区かございますので、その県の中から、これから絞っていくということでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時45分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

210ページの13節委託料ですけれども、城跡の桜管理委託の件でございますけれども、これは城跡内に桜がたくさんございます。例えば平郎門、たくさんございまして、この桜を専門樹木医さんに委託いたしまして、この樹木医さんは喜屋武樹木医、名護市の方でございますけれども、内容としては、やはり剪定、これは施肥ですね、肥料の散布、あと病害虫がいたら病害虫の防除、また殺菌とか、防除です。あと、枯れた枝とかございますので、この枝をカットしていくと、切り落としていくということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時46分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 まず桜の管理の委託のほうから、専門樹木医に委託をして、いろいろと桜を、素晴らしい今帰仁城跡は桜の夜のライトアップで人を呼んでいるということで、ぜひこういった専門の方について、ちょっと樹齢がいつている木というのはたくさんあるみたいですし、そういったことで、それに関連して、やはりこれは観光客を呼ぶために桜も管理しながら、城跡に要項をつくっていると思うんですけれども、去年は城跡の広告というか、看板の設置の予算があったんですけれども、今回消えているんです。この件は樹医もつけて、桜を管理して、人を呼ぶためのいろいろと対策を取っているんですけども、なぜこういった看板の広告とかがなくなったのか、どこにあった看板だったのか、これの説明を求めます。

あと英語、数学、漢字検定が去年の実績をもとにやっただと。これは去年の実績だからといって毎年下がっていったら、最終的にはなくなってしまいう予算であるのではないかと。やはり目標の人数を定めて、そういった漢字や数学、英語というのは基礎の部分を高めていくような形なので、あくまでこれは上がっている話ならいいんですが、下がっているものに合わせていくというのは、ちょっと私は理解に苦しむので、常にこの目標値を定め、それをさせていくように努力するのが行政の立場として、教育の立場として指導すべきです。下がったから下がるんだというのだったら、何もこれに向けての努力というか、とりあえず予算をつけました、やりたい人がいたのでさせましたという程度の検定なのか、ある意味、学力というか、向上というか、そういったものを高めたいという思いから、そういった学力対策ということで、補助金を出しているのであれば、やはりみんながやりたいように、自分のレベルはどこなんだという形も含めて、こういう予算を削減させるのは、こういう予算は本当に使い切るぐらいの考えを持ってから対策しないといけないのではないかと。そういうことで、再度、この減に対する考え方というか、今年も下がれば来年もまた下げて、実績によってしか予算を組まないという形なのか、やはり常に上げていく努力を考えているのか実際。今のを見た限りでは下がっていく方向でしか対応を考えていないのかと考えていますが、その辺のことを説明を再度求めます。

それと小中高の先進地域への研修に関して、今校長会が5名、小中高の先生方が1人ずつだと思います

けれども、3名、8名ということで、これはある意味、教育長の思いだと思うんで、再度これを聞きたいんですけども、新聞のほうにも大きく載ってまして、幾つか聞きますが、まず1点として、村長、沖縄タイムスの取材に対して、村民ぐるみで地域の教育を考え、教育立村を復活させると。今帰仁村はよく教育立村、日本一だという中で、過去に教育立村であったと。今はそれを復活させるためにやるんだということで、過去はどの教育があったから教育立村と言っているのか。この辺がちょっとまだ具体的にわからないんです。教育立村という言葉はよく聞くんですけども、どういう教育をしていたから教育立村なんだということなのか、ただ結果が大学に進学した人が多かったから教育立村と言っているのか、その辺が、聞いている限りでは進学者が多かったというイメージしか、こういうカリキュラムをして、こういった教育をしたから、あの当時は教育立村として成り立っていたんだということなのか、この辺がちょっと理解ができなくて、ただ進学率だけでいうと、あの当時はやはり教育も高かったとは思うんですけども、ある意味、経済状況も大いにあった部分もたくさんあって、やはり経済的、北部製糖やパイン工場や、ある意味、今帰仁村は豊かな時代の方の子たちが、時代の背景がバックにあったのかなというイメージが私はあって、この辺はもしかして間違っているかもしれないので、教育長の考えとして、過去の今帰仁村は教育立村と言ったときの教育とは、どういった教育立村で日本一というのか、すばらしかったと言っているのかをまず1点聞きたいということと、幼小中高、一貫教育ということを想定しているということは、ある意味、最終的には教育特区ということまで考えているということをおっしゃってるんですけども、ある意味、人事とか、教育カリキュラムとかというそこまで変えるということまで考えているのか。実は私はやはり教育に問題、すごい大切に、10年、20年の今帰仁村の将来を考えると、やはりこの人材や子供の教育というのはすごい大切。この教育をなくして今帰仁村の10年、20年は語りきれないんです。そういう意味で、前にこれは教育長のほうにも総務文教委員長と一緒に、たしか自分企画書みたいのをい出してもらって、実はこれで総務文教は、私は議員研修で尼町に行っただけです。そのときに総務文教委員長のほうに見せたら、すごい共感してくれて、それでまた総務文教のメンバーもこういう目的でいこうということで、ある意味で、中身はいい、悪しは別としてもコンセプトを示したんです。目的をつくったんです。この視察地に行くための目的をつくらせよう。ただ、今、広島県や宮崎県に行くときに、いっぱい全国にはすばらしい高校、学校がたくさんあると思うので、一概にこれだけがいいとは別に言わないんです。行くときにコンセプトや思いや目的がないので、今、沖縄タイムスの新聞を見ても1年後にはすぐそれがスタートするという近々の話になっているんです。そういう中で、せめてコンセプト、企画、こういう教育をするんだと。我々的にはこうするんだという企画書なり、コンセプトがあるのかと。あるならぜひ、ただ前に見た学園構想というA41枚の紙ではなく、なぜ幼小中高の一貫をするのか、なぜ教育特区をするのか、その基本は今帰仁村の実情はこうであると。だからこそ、これをするんだというコンセプトが必要なんです。特区なんていうのは本当のプロジェクトの話なんです。そういう簡単に済む話ではなくて、本当に地域が理解をして、この教育をするんだという方向性を示したコンセプトがないといけないと思うんですけども、今回の総務文教も本当に議員6名が賛同して、本当に思いを一つにしていったら、本当にいい結果が出て、これを広めたい、広めたいというぐらいで熱く、特に委員長のほうはされてですね、それぐらい目的があって、何を見に行くんだということがないと、この研修がなかなか違った研修になっ

てくるのではないかという意味でも何を目的で、何を見に行くんだというコンセプトがあるならぜひ示していただきたいですし、私も読んでみたいし、共感をしたいんです。ただ、今中高という一貫教育が本部でされている中で、なかなか見えないと。これがいいという感じもなかなか受け入れない。でも本当いったら幼小なんです、大切なのは。沖縄県の幼稚園というのは、1年あれで、本土では3歳から幼児教育が始まるんです。この小学校1年のスタートラインで本土と沖縄との教育の基礎学力の格差というのは、ある意味、幼稚園で決まってしまうのではないかという部分も実感です。前、新人のメンバーでもいろいろ勉強会をしに本部に行って、この幼児教育というものに対しての本当に大切さ、ここでやはり沖縄と本土の差というのは感じるのではないかと。だからそこまで物事を考えて、幼小中高一貫を考えると、人事やカリキュラム、予算まで含めてやっていくというぐらいの思いがあって、そこら辺のものを持っているのか、その辺を教育長のほうからぜひお伺いしたい。なかなか新聞やA4のあれだけでは思いが伝わってこないんです。そういう意味でもやはり北山高校にしても残していただきたい。これは教育の問題だけではなく、地域の人口までもこれをなくしたら流れてしまう。すべてによって今帰仁村はマイナスになってしまうんです。ということで、教育長のほうから熱い思いをぜひ聞かせていただきたいと。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えします。

去年は看板代があったのではないかということでもありますけれども、ワルミ架橋が開通いたしまして、古宇利方面から今帰仁城跡の案内表示板がないということで、ワルミから来る3差路の今帰仁家具ですか、その上に看板を設置したわけです。そういうことで、看板は設置してあります。今回は別にどこか、大きい看板はまた経済課が今回やりますけれども、特に城跡、我々文化財から看板を立てるかということは、今回は予定しておりませんが、例えば城跡内の表示板、サインですか、そういう感じは予定しております。そういうことで、大きい看板は予定がございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

漢字検定が毎年減っていったら尻すぼみになるのではないかという考えだと思うんですが、決して毎年減ったからといって、減らしていこうという基本原則は持っておりません。むしろ啓蒙し、子供たちの基礎学力定着のために個々の学習力を伸ばさせていきたいと考えております。学校のほうにもまたそのように周知し、子供たちが意欲的にこういう漢字検定にどんどんチャレンジするように教育委員会としても頑張っていきたいと思っております。そしてそのときにはまた補正もやって、子供たちを頑張らせていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 もし私に時間が許すのであれば、2時間ぐらいほしいんですが、教育立村というのは確かに戦前生まれの私たちでしたら、それが肌でわかるのですが、この教育立村というと、きのう、きょうできたのではなくて、戦前の非常に貧しい時代でも子供に夢を託して、この夢の実現というものは、貧しい農家ながらも一家ができなければ、親戚が集まって、あるいは親類集まって、その子供の教育の

ために、なけなしの金をはたいていったというすごく教育にかける熱い思いが戦前から続いて、そしてその結果として、財界、政界で活躍しているということが我々の先輩、それを見て人知れず教育立村というのが語り語られて、他の市町村では経済的に負けるかもしれないが、自分たちは教育という面では絶対負けないと。そういう熱い思いが教育立村という言葉を生み出したと私は認識しております。だからある偉い人が教育立村という言葉を持ってきて、これを認識するのではなくて、みんなが熱い思いを子供に、教育でしか本村は立ちいかないということで、戦前からの教育にかける熱い思いが教育立村という言葉を生み出して、それを延々と今後も、今はどちらかという、教育立村という言葉、熱い思いがちょっと冷えているのではないかと。先人たちのあの教育にかける夢をもう一遍復活させようというのが「教育立村をもう一度」という言葉になってきたのかと私は解釈しております。それにつきましては、いろいろ事情もあるんですが、これは省略するとして、本村の誇りの一つとして、教育立村が子や孫までも伝えられているという歴史的な背景があるということをお理解いただきたい。

それから新聞報道でもありましたように、幼小中高の一貫教育、さっきコンセプトと言ったんですが、確かにそうです。やってみたいことがイメージがあるから、これができるのであって、それが言葉としてひとり歩きしたのでは、これは空想、空虚なんです。ですからそのことをまず要因というか、遠因というか、それは文教委員会が自分たちに示したあの中に、私は非常に熱いものを感じたわけです。あの精神と、もう一つは、自分たちもみずから学校の指導者である校長、教頭、何とかチームワークを組んで、複数の目で先進地域はこうではないかということで、いろいろパソコンとか、そういったもので資料を集めてやってみたら、たまたま近くのほうに我々が抱いているイメージのものが近くにありそうだということで、今これを探し求めている最中なんです。ですから先進地域の視察というものは、幼小中高の4段階構想学園一貫のたたき台として、その資料として、1つは文教委員会から出された資料と、1つはみずから汗をかいてやったものと、2つを合体して、1カ年をかけて形にする。よく橋下徹が船中八策というのがありますね。その船中八策というのは、これは総論であって各論ではないと彼はしょっちゅう言っています。そうだと思うんです。あの一夜にして流れが仕上がるということはまずあり得ない。多くの知恵と情熱を結集して、1カ年で形をつくって、2年から実施に走っていくと。そういうふうには北山高校支援の会、それを今年、近々に立ち上げて、関係者の皆さんからこちらからの考えを提示して、それに皆さんの意見を集約して、形にしていくという、その1カ年が基礎づくり、2カ年目からは実際にこれを形にしてあらわしていくと。先ほど幼小とありましたが、よく環境というのは小中高、言葉はひとり歩きしている嫌いがあるんです。ですから何で幼を入れないかということで、幼小、どちらかという小学校の敷地の中に幼稚園があるものですから、附属品みたいな感じがされていたら大変困るということで、幼小中高という一つのサイクルの中に納めて、高校までも一つの夢として、これを強化しようということで、いろいろ策を練っているわけです。どうか詳しいことは今は資料を持ち合わせていないんですが、教育委員会はそれ相応の考えも資料を持っていますので、時間がありましたら、そこで詳しく説明したいと思います。もう一遍繰り返します。これまでの町の姿勢から、とにかくつかみ取る、行動していこうと。そして幼小中高が教員の交流はもちろんのこと、父母の協力、相提携も含めて、大きな教育立村という名にふさわしい形にしていこうと、今、少々壮大な夢かもしれませんが、そういうふうに行っていこうと思っております。

なお、各論については、また後日チャンスがあればいいと思うんですが。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時03分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、教育長のほうから熱い思いを聞きました。さらにもう少し詳しく聞きたいということで、なぜ今、幼小中高の一貫教育を今のタイミングとするんだと。幼小中高の4つの連携がなぜなければいけない。この今帰仁村の実情を詳しく説明していただきたいということと、今、教育長から昔の教育立村となったのは、本当に地域が支えたんだと。本当に地域が教育に対しての投資をやったんだという思いを聞きました。であるならば、なぜ研修に行く方が先生方だけなのか。私はこの問題で校長会が5名、先生が3名ということで、計8名ということで、学校の先生方任せなのか、これは教育庁や行政がそういうふうにしたいと言っているんだから、ある意味、教育委員会、教育長と、その担当も加わらなければいけない話ではないかと。これを見ると、この一貫教育の責任の所在がわからないんです。学校側に責任があるのか、行政にあるのか、全く、地域が支えたというなら、この地域の代表であり、この地域のあれで教育委員会や行政なり、そういうPTAなり、そういう方を巻き込むならよくわかるんです。昔の教育立村を確立させようというならば、なぜ地域の方が入っていないのか、しかも教育長がそのメンバーに入っていないのかというのがちょっと理解ができない。教育長が言っているのはよくわかるんですけども、その言葉と行くメンバーの構成がどうしても理解ができない。やはり昔の教育立村といったものは、本当に家族や地域や、そういう方が最低なけなしの金をはたいてやったのは地域が支えたんだということをおっしゃっているなら、ある意味、学校の先生方ではなく、地域の代表や、この問題は地域が理解できないとだめなんです。先生方が押しつける話ではない部分があるんです。これは地域がこうしたいからこの学校を変えるんだと。先生が変えたいという話ではなくて、地域が変えたいからそういう行動になったと思うので、この辺の整合性がいまいちぴんとこないというところがあるので、それも踏まえて、教育長、またほかにあるので、最後にまた答弁をお願いします。

あと看板の件は社会教育課長のほうの部分では、城跡の中のほうで文化財の保護の立場だと経済課のほうで今後アピールをしていく努力をするはずですので、それに期待をしたいと思います。ここに観光の目玉がありますので、本当に年間を通して、まだまだ世界遺産とはいっても認知がまだ少ない部分がありますし、またそれに呼ぶので、すばらしい施設をつくるのがまた社会教育課長の役目だと思うので、それをうまく連携させて、ぜひ城跡に観光客が右肩上がりになっていくように、連携してぜひ努力していただきたい。

あと学力対策費ですね。子供たちは本当に自分のレベルが上がっていくとうれしいんです。本当にこれが一番の喜びなんです。今回10級から初めてやっと通ったよと。次9級に挑戦すると。このステップアップが本当に学力の、ある意味、向上心にもなりますので、これはぜひ補正予算でも組まれると思いますので、ぜひこれはみんなが受けられるような、また努力すればレベルが上がっていくんだと喜ばせながらもやっていく教育をぜひやっていただきたい。最後にまた、最後にというか、教育長のほうに、この看板の件とこれに関してはオッケー、理解できましたので、また教育に関する答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 大変うれしい進言だと思っております。この素案をつくるまで形をよりベターなものにするまでには、子供の教育の業に直接携わっている小学校、中学校、高校の先生方、第一陣として派遣をして、第二陣として、これは今後の問題ですが、ミックスタイプでさらに検証しようということで、これは1回で終わりではないんです。ですからまずふるいにかける。必要があれば2回、3回とやることによって、壮大な構想といいたいでしょうか、そうするとできることとできないことがある程度ふるいに分けられると思うんです。ですから1回きりの勝負ではなくて、これは様子を見ながら、もちろん私も乗り込んできます。そういうふうなことで今、構想を練っている段階です。そのことについては、皆さんのいろんな意見も聞きながら、今の構想をかなり煮詰めて、特に夏休みとか、そういうところにやっっていこうと思っております。しばらく時間をいただきたいと思います。

それから教育というのは学校のその長に当たっているものが引っ張るのではなくて、地域がどうするか。まさにそのとおりです。しかしながら、学校の先生方、学校の皆さんが、その思いがきちんとやらないと、いきなり集めてどうしますかでは、同じ平板でものが進みません。ですからいろんなものを用意をして、地域の皆さんと会合をするときに、これはどうか、あれはどうかといったものを材料を準備する。その一歩なんです、これは。そういう意味で、一歩も二歩も様子を見ていながら、北山構想を1カ年できれいなコンセプトにまとめていくと。そういう手順を今踏んでいこうと思っておりますので、それはぜひ御理解いただきたいと思いますが、なお、教育委員会は詳しい資料とか何とかという場合は、それなりに資料がありますので、皆さんが教育委員会に来られることを私は期待しております。そんな形でよろしいでしょうか。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後4時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後4時10分)

教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 北山学園構想という一つのタイトルの中で、幼小中高というのがサブタイトルになっていると思いますが、私たちはこの幼稚園から小学校、中学校、学区というのがありますから、決まった学校です。その後、選択制で高校、これは間口が広がっていくわけです。そのためには魅力ある高校の存在は絶対必要。ですから北山高校が内実ともに光らないといけないわけです。そのためにはどうするか。ちょっと構想の一部を申し上げますと、北山高校に特化されたといいたいでしょうか、北山高校、この高校の学習塾といいたいでしょうか、それをぽーんと目玉に置いて、それで幼稚園も小学校も中学校もあの北山高校に行けば、より深い学習ができるということを、地元の我々もそういう認識にこたえるだけの魅力ある高校と、それから村外の皆さんも北山高校はすごいと言われるものを内からなる光を出すために、これは幼小中高、高校を一つの大きな目標にして、星にしていこうというのが北山高校、特化された学園塾みたいなものをつくって、それでつなぎをしていこうと考えているわけです。それは私たちの地域の皆さんが自分のこととして、幼稚園から中学、中学から高校、高校はもう北山だと言われるだけのものをこのほうに集約をして、これまでの状態で、待ちの姿勢であけてみたら北山高校少なかったということではなくて、本当にすばらしいなというものを北山高校に大きな光を当てて、そこが輝くような方向でいき

い。それを幼小中高、高校というのがいわゆる私たちが求めている最高地点といいたいでしょうか、そういうふうそこに大きな目標を置いて、幼小中という段階を結んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時15分)

ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 先ほど一つ一つあれしましたけれども、やはり地域が支えたというのが教育立村だという中で、私はPTAとか今すぐ連れていけという話ではないんです。最後の突破口を開くためのあれでわかるんですが、そういう中で、なぜ教育長とか、教育委員会がまずは入っていないんですかということなんです。そこで補正を組んで、2回目、3回目があるなら、それは素晴らしいことですし、1年間の期間しかないんだから、それは当然やるべきだと思いますが、最初の突破口はやはり教育委員会の思いが学園都市構想だと思いますので、その思いのあるビジョンを持っている方が行かないと、行ってその目的を校長先生や教員に教えるんだという形でいかないと、ぜひ教育長は行っていただきたい。あと担当の方も最低でも2人は一緒に同行して行っていただきたいということです。また夏休みで行くという話をしていたので、学校は夏休みは相手も休みだから、見れるのかと、ちょっと違うのではないかという思いが、もう予算が通ったら4月入学式、4月の半ばぐらいでもいったほうがいいのか。これはあまり先生を連れていくというよりも、教育委員会自体で行ったほうがいいのか。先生方が主体だから夏休みしか行けなくなります。夏休みだから学校は休みですよ。だからこの辺がちょっと私がぴんとこないというところなんです。この辺でもう一回、再度答弁を求めます。

それと北山高校特化ということをおっしゃるということは、やはり北山高校にまで人事や教育カリキュラムとか、すべてを幼稚園の今の1年幼稚園から3年、3歳児から5歳児までの教育までするという話まで考えているのか。だからそこまで考えているのか、高校も本当に村立北山高校にするぐらいの、ある意味、最初の段階は特区といわなくてもコミュニティスクールもあります。だからそういうところから始まって人事や教育カリキュラムまで考えているんだとしたら、この辺を聞きたいんです。どこまでの今発想なのかというのがあって、そこをまず先進地域を見て、学んでくるんだとなるならわかるんだけど、そこもなく幼稚園の問題をどうするんだという問題から、高校は県立である問題も含めて、コミュニティスクールのお話をしなないと、まずは特区、その次は特区があるかもしれない。そこまでしなないと一貫にはならなくなってしまうのではないかと。従来の発想にしかならなくなる。この辺、再度詳しくどの辺まで幼稚園の教育、1年なのか、本土と同じように3歳から教育を始めるのかということまで含めて、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時18分)

教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 今、手元に資料がないので、私と課長で精いっぱい答えたいと思うんですが、これは短期決戦、短期構想でできなくて、一たんここで事を起こした、ある程度5年、10年と、ある程度

永遠性も含めて、しっかり構想をしないといけないわけです。ですから1カ年をかけてというのは、例えば今の提案も結構です。この提案も含めて、この1カ年でうんともんでやっっていこうと思うんですが、私の今の構想としては、幼児まではいかないんですが、とにかく幼稚園、幼稚園と小学校は隣接していますから、幼児という場合は教育委員会から少し管轄が外れるんです。そうすると、幼児といいますと少しふところを広げすぎますので、この幼稚園教育は教育委員会の管轄です。幼児ではないです。ですからそういうのでやはり北山高校が魅力あるものにするとして、北山高校だけを最初からやると何かどうしても自分たちの気持ちとしては、幼稚園、小学校、中学校、そして輝いている高校があるんだという夢のつながりが非常に薄くなると。ここだけを強調してもしょうがないということがあって、幼稚園、小学校、中学校、高校という形で、これを結びつけて、それは直接教育に当たる学校だけでは絶対不可能です。ですからそれにかかわる保護者、地域の方々と。今まではPTA会、保護者会、部活というごく限られた目標のために学校は主として限られた人が行ったのですが、そうではなくてこれからは本村の教育という意味で、広く一般の方々に、保護者であろうと、なかろうと、そういった方を巻き込んで、幼小中、おらがむらの学校をどうするかということで、父母の皆さんに語りかけて、これまでの幼小中高のあり方をもう一遍洗い直して、細かなことについては、これから実行委員会とかそういったものがありますけれども、どんどん出していただいて、ふるいにかけておと思っています。先ほどの提言もいただいて、やはり教育委員会が主として、これはリーダーになるということがあると思いますので、これは十分受けてやっっていこうと思っております。それから課長から足りないところということで、やってください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

小中高といったものですから、決して幼稚園は置いているわけではございません。今回、旅費の件で視察することがあったものですから、幼児教育の大切さも重々感じております。この幼児教育については主事を中心に内部で検討を温めております。幼児アクションプログラムの作成という点もございまして、これはまた片や幼保連携ということもあって、これは単眼でこれの一つだけで進めるわけにはいかないものですから、幼小中高連携の中で幼稚園教育も十分に検討して、幼児教育からスタートさせていきたいと主事ともども考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 224ページの10款教育費、6項保健体育費の九州ブロックホッケー大会の詳細を求めます。

それと先ほど石川議員のほうからもあったんですけれども、232ページの12款公債費、1項公債費の2目利子の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

224ページの19節負担金、補助及び交付金の九州ブロックホッケー大会の件でございますけれども、施政方針の中でも村がバックアップしていくということで、方針を述べておりますけれども、この開催日が8月17日から19日、3日間で、会場は運動公園1会場、今帰仁小学校の村営グラウンドが1会場、あと北

山高校のグラウンドが1会場、合計3会場です。チームは成年男女、予定されますのは8チームずつです。あと高校男女8チーム、九州は8県ありますので、合計16チームになろうかと予想がされます。この予算に関しては、特に大きい予算、やはり競技用の消耗品が主でございます。これが100万円程度です。あと旅費です。役員、補助員ということで、沖縄県ではホッケーに携わっている、確かに少ないんですけども、特にまた審判の資格を持っている方が少なく、審判員はどうしても九州だけではなく、関西か関東あたりも、ホッケー協会からもどうしても呼ばないといけないようになっておりますので、そういう感じです。特に主だったのは旅費とホッケー競技に対する消耗品が主でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

232ページ、12款1項公債費、2目利子でございますけれども、本年度の利子6,931万1,000円が計上されておりますけれども、説明の中では利子6,831万696円と、それから一時借入金100万円の計の利子でございますけれども、6,831万696円の利子につきましては、1目元金等にかかる利子でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時26分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 先ほどの答弁でちょっと間違った答弁をしましたので、訂正いたします。チームは男女各8チームと少年、高校生になりますけれども男女各8チーム、計32チームの予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 32チーム、相当の団体が来ると思われるわけですがけれども、今帰仁村で開催するという形で、その団体がどこに宿泊するのか。その役員のメンバーも含めて、相当の大人数が今帰仁村を訪れるわけですがけれども、そういう宿泊の場所とか、そういう手配なり、今帰仁村をピーアールする最大の機会だと思います。成年男女、少年男女という形でのものすごい、Aチームとして役員関係者、その父母など合わせてくると相当の人数が今帰仁村を訪れてくると思いますけれども、そういう形で大会するに対して、今帰仁村でどれだけのピーアールをして、どれだけの経済効果が出てくるのかという感じがします。そこら辺、関連して、大まかな人数、何名が来て、要するに今帰仁村としてはどういうピーアールをしていくのか、歓迎セレモニーなり、そういうセレモニーもあるのか、そこら辺をもう一度答弁をお願いいたします。説明を求めます。

それと公債費、利子の件ですけれども、その利子の中で利率が高い利率がないのかどうか。5%以内で、要するに高い利率の場合には、借りかえができるという形での借入れ条件の形もあるわけですがけれども、この利率が示される資料があるのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

32チーム来るわけでございますけれども、そのうち沖縄のチームは4チームございますので、沖縄の

チームは抜いて、合計28チームといたします。大体ホッケーは11名で競技を行うわけです。その補欠、補欠といったらあれですけども、控えの選手を合わせて大体最低見積もっても1チーム15名は来ると言うんです。そうしますと、約400名ないし150名、あと応援団、父母の方、そして役員、例えば審判団とか、それはやはり500名から600名ぐらい本村を訪れるのではないかと予想されます。宿泊先なんですけれども、去るインターハイのときも最大限に今帰仁村の宿泊施設を利用していただいて、例えば役員、審判はベルモア東洋にホッケー競技の役員全部、ベルモア東洋に全部宿泊させました。あと選手はベル・パライソが全部埋まって、余った選手たちが本部町なり、名護市ということになっております。やはり本来、今帰仁村のほうで宿泊させたいんですけれども、これは致し方なくやっております。ただ、せつかくの大会で、どういうふうにピーアールしていくかということでもありますけれども、やはりこれは前もって、もちろん宿泊先もこういうのがありますと。例えば小さな民宿では10名や20名を泊められるところがありましたら、そういう紹介もしていきたいと思っておりますけれども、前もって決まりましたらこういうピーアール、今帰仁村のパンフレット、リーフレットなりを送付して宣伝していきたいと思っております。その前に開会式が、先ほど17日からと言いましたが、開会式は16日に行われますけれども、16日のときもやはり選手、監督にも全部行き渡るように、今帰仁村のパンフレットを全部おあげして宣伝していきたいと思っております。セレモニーはないかということでございますので、九州国体は割かし簡素なセレモニーです。開会式もそんなに選手が全部集まってやるような開会式ではなくて、監督とキャプテン、2人しか開会式に参加できないんです。そういうことでセレモニーは一応考えてはおりませんが、ただ役員のほう、審判団のところには行って、村長も教育長も含めて、よろしくお願ひしますということで、宣伝といっちは何ですけれども、やはり村の泡盛でも提供しようかと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの質疑にお答えいたします。

公債費の利率の件でございますけれども、すべて5%以内でございますけれども、各事業ごとに利率も変わってくるものですから、追って、よろしければ一覧表を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 1チーム15名ぐらいという形であるわけですけども、役員、せつかく観光協議会もできて、民泊事業も走るという形での連携もできないものか、観光協会とタイアップできるのかどうか、そこら辺要するに第二のふるさとづくりという形での民泊事業を進めるわけですから、そういう形でのセッティングができないのか。そういう考えがないのか、もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

やはり観光協会を設立しておりますので、やはり観光協会にもぜひ参加していただいて、村をピーアールするように努めていきたいと思っております。4月になりまして、すぐ観光協会に出向きたいと思っております。ただ民泊につきましては、これはチームの競技なんです。15名のミーティングがございますので、民泊はそぐわないのではないかと考えております。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時35分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時35分)

11番。

- 11番 東恩納寛政君 10款教育費について質疑を行います。

177ページです。2目の事務局費の4節共済費ですが、ここの中に外国青年海外旅行傷害保険負担金2万3,790円掛ける2名の4万7,580円、これの説明を求めます。183ページです。これは19節負担金、補助及び交付金ですが、183ページのそこにもあります。外国人教師渡航負担金の24万4,730円、その7行ほど下に、外国青年招致事業に係る人員割会費というのが7万2,000円の2名とあります。この説明を求めます。

189ページの10款教育費、これは1目学校管理費ですが、189ページの14節使用料及び賃借料の中に、教育用パソコンが天底小から今婦仁小、天底小職員室というふうにはほとんどパソコンのことだけなんです、リースかと思えます。このリースの内容説明を求めます。

204ページ、19節負担金、利子及び交付金、新しい事業かと思えますが、小中学生及び各種団体等の派遣補助金の198万円の内容について説明を求めます。

189ページ、右側の節の説明、これは14節になりますが、教育用パソコンの257万円というのがあります。天底小パソコン、上から3行目、ここから下の事務用パソコンまでの賃借料の件です。これは全部リースかと思えますが、この説明です。この中までの。リースの概要でいいです、一応細かいのはいいです。

210ページ、5項社会教育費の18節備品購入費、そこの中のプリンター代20万4,750円、ちょっと金額が大きいので、その説明を求めます。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時40分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時40分)

学校教育課長。

- 学校教育課長 島袋隆則君 177ページ、そして183ページ、189ページまで外国青年海外旅行傷害保険負担金からなんですけれども、これはゼットとって、財団法人、自治体の国際化協会からの通達で負担金となっております。細かい部分については、ちょっと金額の割り当ての根拠はちょっと持ち合わせておりませんが、その協会からの割り当て負担金でございます。

- 議長 久田浩也君 社会教育課長。

- 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

204ページです。19節の真ん中ですけども、小中学生及び各種団体等の派遣補助金、これは今までもちろん小中学生の県外及び先島の派遣費でありまして、今までは予備費で全部充当していたわけですけども、今回から当初予算で計上するということで計上してあります。

あと210ページの備品購入費、これはプリンター代20万円ちょっとになっておりますけれども、私はあまり専門ではないんですけども、見積もりがありまして、これは富士ゼロックスのカラープリンターということになって、両面印刷モジュールというのがあり、私専門ではないものですから、この見積もりをとってのになっておりますので、1台の値段になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたので、再度、質疑にお答えしたいと思います。

189ページ、14節です。教育用コンピューターから、それから最初の教務用パソコン賃借料までのリースということなんですが、これはそれぞれの学校に入っているパソコン教室に入っているパソコンです、天底小にあるのは。それから兼次小、今帰仁小、またあとは図書システムもございます。天底小の図書システム、それから今帰仁小の職員室に入っている教務用パソコン、兼次小の職員用パソコン、それから天底小、古宇利小、それから教務用パソコンというふうになっております。その中で兼次小の図書館、天底小の図書館がずれて入っているのは、リースの契約月日のスタートがずれている関係で、そのようになっています。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時47分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっとわかりにくい予算の立て方で、これはできたら統一できたら統一したほうがいいのではないかと。ここで今帰仁村の予算でありますので、今帰仁村がわかりやすく書いたほうがいいのではないかと。この事業でないといけないというのであれば、後ろに括弧書きをして、この事業ですけれども、今帰仁村でやればALT費用と統一できれば質疑しなくてもいいわけですが、できましたら次回からのこともありますので、これは要望したいと思います。

それと189ページです。パソコンの件なんですが、これについては使用料にして1,200万円もかかっている中の大部分がパソコンになっているので、ちょっと確認したいのは、この使用料プラス、利用料、リース料だと思うんですが、この使い方についてもそこに入っているのか、このリースに。使い方はつまりちょっとした修理とか、そういったことについても向こうが村の代金に入っているのか、必ず壊れることもあると思うんです。それと細かいことになるんですけども、中のOSというのがあって、使っている人はわかるんですが、Windows XPとか、Windows 7とか、全部統一されているかどうか、そうでないとまた新しく、古いものも新しいものもあって、それを使う側が…、これは教育用と生徒のほうのもの入っていると思うんです。だからその統一されたOSが入っていて、それを使いこなせる人がいるかどうか、教師の中に。このパソコンの。このリース料の中に教師のための利用の教授料も含んでいるかどうか、再度答弁を求めます。

それとプリンターについては、先ほど休憩で言ったとおり、4倍ぐらいの値段をするものの理由については、ここで答弁できないのであれば、後で資料で、こういった理由でこれを導入したということの後でもいいですが、これは答弁はいいですから資料を求めます。今のパソコンの件です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

まず1点目で外国青年招致事業に係る分については、今後、表現を的確にわかりやすい方向で検討していきたいと思っております。それからパソコンについてでございますが、これは保守点検については含まれております。それから教師等が使う教授料というんですか、オフィシャルトレーナーというんですか、

そういったものは含まれておりません。それからOSについてでございますが、これはまちまちとなっております。Windows XPもあれば、Vistaもあるという関係で、統一はされておられません。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 パソコンの件なんです、今言った答弁がありました。VistaとXPというんですか、既にメーカー保証が切れております。御存じだと思います。これは早目に切りかえないとウィルスとかには対応できないということで、今はもう既に商用では既にそれが常識になっております。この質疑をどうしてしたかといいますと、この前の卒業式に古宇利小学校に行きましたら、とても古いのを使っていました。あれはVistaよりも前のものです。卒業式が終わって、そのプリンターで、OHPで見たんですが、それは立ち上がるのが時間が大変かかっております。そろそろ村内の全学校のパソコンについても既に切りかえの予算を立てないと、XPについては、既にメーカー保証はないというのは常識でありますので、これはぜひ皆さんも認識をいただいて、今はまちまちだという答弁がありましたので、Vistaももう遅れています。Windows 7でももうWindows 8になる時代ですから、そこはぜひ念頭に入れて、新しい機種に切りかえるということをぜひ提言をしていきたいと思っております。以上、終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出10款から14款までの質疑を終わります。

これで一般会計の質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後4時54分)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月26日 午前10時00分		
	散 会	3月26日 午前10時53分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	島 袋 隆 則		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第9号

平成24年3月26日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第22号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
2	議案第23号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	質 疑
3	議案第24号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
4	同意案第1号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑
5	同意案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑
6	同意案第3号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第22号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 22ページの1目の6節その他一般会計繰入金ということで、700万円計上されていますけれども、これは国民健康保険の一般会計からの繰入金だと思いますけれども、今後この一般会計、ちょっと去年の資料を持ち合わせてなくてあれですけども、実際、去年はどれぐらい一般会計から繰り入れをして、今年最終的にどのぐらい入れる予定なのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

22ページ、12款1項1目他会計繰入金の6節その他一般会計繰入金の700万円に対する御質疑にお答えいたします。平成22年度のその他繰入金は6,000万円ございました。主な内容としましては、単年度の決算補てんのためということでの繰り入れでございます。今年につきましては、700万円をその他一般会計繰入金ということでやってございます。国保の赤字の累積等、それから平成24年のいろいろな状況等を勘案しながら、その他一般会計繰入金の対応につきまして、財政のほうと調整をし、国保の運営について支障を来さないような形で計画しているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時04分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今説明のほうで平成22年度の金額を出されたんですけども、平成22年度で6,000万円、平成23年度で1,900万円ということで、大分平成23年度は負担が減ったような形、その理由とこのを説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時06分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 その他繰入金の内容につきまして、累積赤字の補てんのための繰り入れを行っておりますので、平成22年度の累積の赤字が1億6,294万4,341円ございまして、去年は単年度約…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時07分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 去年の単年度につきましては、後で資料がもし必要であればお渡ししますけれども、去年の単年度の6,500万円ほどの黒字、ちょっと調べ中で正確な数字はまだ見ていないんですけども、6,500万円ほどの黒字がありまして、そういう関係で平成22年度につきまして6,000万円の繰り入れをしているところです。平成21年度の累積の赤字が2億3,000万円もあった関係で、より多くのそ

の他一般会計の繰り入れを入れたところでは、ちなみに累積赤字の推移を平成20年度から申し上げますと、平成20年度が1億1,300万円、平成21年度が2億3,000万円、平成22年度が1億6,200万円の累積がありまして、その累積の赤字を本来保険税に転嫁するべきかどうかというものも勘案しまして、一般会計から保険者に負担をかけないような意味合いをもちまして、6,000万円繰り入れしたというところでは、今後につきましては、その辺の国保の運営状況を勘案しながら、その他繰り入れについて検討していきたいということを考えています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時09分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 累積赤字を少しずつ減らしているということで、平成23年度は6,500万円の単年度でいうと黒字だったということで、大分頑張ったというのか、その6,500万円の黒字になった理由を説明、大ざっぱで構いませんので、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 6,500万円の黒字になった主な理由としましては、税収等が2ポイント伸びている状況もあります。税の収納率がです。平成21年度89%でありました。平成22年度の収納率が91.2%、約2.5ポイントほど伸びていることと、それから前期高齢者の国からの納付金ですね、前期高齢者の加入率の状況に応じまして、国からの交付金が大幅に来まして、主にその辺の内容が黒字の要因となっています。医療費も伸びておりますので、より多くの国からの支援金というか、交付金があったということが主な要因でございます。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今の説明で平成23年度の6,500万円黒字というのは、国からの交付が大きかったということと、また徴収率が多少上がったということの主な要因ということで、それでも保険税利用の割合はすごく高くなっているということで、やはりこの国民健康保険というのはだんだん負担が大きくなっている、一般会計からの繰り入れが多くなっているみたいですが、この辺は厳しい財政ではあるんですけども、国民健康保険のあれではあるんですけども、なるべくそこをうまくやりくりしていただきたいということと、最後に、後で資料で構いませんので、大体同規模の町村がどういった負担の割合とかという、何か比較できるものがあつたらぜひいただきたいです。やはりこれが他の町村よりも一般会計からの繰り入れが多いとか、その辺のあれを見て、やはり改善できるものは改善して、やはり比較対象があると検討しやすい部分もありますので、後で構いませんので、この辺の同等の他町村の比較対象を後で資料をいただけたら、厳しいやりくりだとは思いますが、ぜひ一般会計からの繰り入れが最小限で済むような形で、運営のほうをよろしくお願いします。求めます。それで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。これで国保会計の質疑を終わります。

日程第2. 「議案第23号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。これで水道会計の質疑を終わります。

日程第3. 「議案第24号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第24号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

歳出の13ページです。一般会計として1款総務費、1項総務管理費の1目一般会計244万4,000円についてですが、前年度244万3,000円の増の説明を求めます。

それから14ページの2項1目徴収費の5万円の減の説明。

15ページの1目後期高齢者医療広域連合納付金の315万8,000円の減の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

13ページ、1款1項1目の244万3,000円の増の要因につきましてでございますけれども、その件につきましては、前年度までは一般会計の中の予防費の中でやりくりしていた後期高齢者医療事業に関する事務的経費のものを一般会計でやりくりしておりました後期高齢者にかかわる事業のものを特別会計のほうで事務処理を、特別会計のほうでしたほうが事業としての成り立ちがわかりやすいのではないかとということでの予算の再編成をしたところでございます。主に事務的な経費が主です。

14ページ、徴収費の中の5万円の減につきましては、徴収嘱託員の後期高齢の徴収に勘案しまして、平成22年度までにつきまして、国保の徴収嘱託員に後期高齢の徴収を依頼していたところのものは、平成23年度より一括で収納対策する関係で、後期高齢に伴う特化した徴収の手当といたしますか、そういったものについては減にしたところでございます。

15ページ、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、減の315万8,000円につきましては、この予算の計上につきましては、後期高齢の納付の算定等を含めて、後期高齢のほうで算定をします。その関係で後期高齢のほうからの予算計上の求めに応じて計上したところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 一通り質疑をしたわけですが、この質疑した理由につきまして、平成20年からということで新しい後期高齢者医療が始まって、広域連合に移っていると理解しています。今現在、今帰仁村が広域連合に参加しているのは、消防、清掃、介護、後期高齢者があるわけですが、それぞれに議会があつて、事務、出向もあります。今帰仁村もすべてにあつたと思つていますが、今、後期高齢については本部町、今帰仁村がたしか共同で一人だと聞いています。今現在はどちらが行つているのか、今帰仁村が行つているのか、本部町が行つているのか、これは答弁を求めたいと思つています。

それから私たちの審議としては、後期高齢者の医療の特別会計という形で議決をすることでできているんですが、それに関係していない議員としては、中身がよくわからない。今回のように数少ない資料の中から質疑をしても、これは後期高齢の中でしかないということで、とてもわかりにくいところがあつて、介護については介護議員もいまして、それから2つの一部事務組合の共同事務もそれぞれ3名ずついますので、それはわかりやすいんですが、後期高齢についてはどうしてもこの書類だけで質疑のしようがないというのが全体の考えだと思つています。それで今の1点目なんですが、今帰仁村はいるのかどうか、後期高齢者に出向している職員と議員、これは答弁を求めたいと思つています。いなければまた対処についてですが、今の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

出向している職員がいるかどうかという件と今帰仁村からの議員がいるかどうかということですが、出向している職員につきましてはお一人います。議員につきましては、與那嶺議員ということですよ、議員についてはちょっと把握はしていないんですけれども。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 先ほど答弁漏れと、誤つた答弁をしまして、訂正をいたしたいと思つています。與那嶺篤哉議員のほうは平成23年3月31日まで後期高齢者医療広域連合の議員をしておりました。あと本部町のほうは平成23年4月1日から本部、今帰仁の交代ということで、仲宗根議員のほうはやつているということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 答弁漏れがございましたので、改めて答弁させていただきます。まず議員の任期はどういった方法でやられているかということでございます。平成22年4月1日付の本部町と両方の確認書という形で、広域連合の沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員推薦確認書ということでや

られています。喜屋武治樹議員と本部町の具志堅徹議員のほうで確認されている中で、任期は一巡目は平成19年3月12日から今帰仁村議会で、任期は4年です。2カ年ではなくて4年で交代という形になっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 答弁漏れがありましたので訂正します。平成19年3月12日から平成23年4月1日までが任期であります。3月31日までです。4月1日からは新しくなりますので。在任期間につきましては4年です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 本題を外れたような議論になってしまいまして、この状況を見ても後期高齢者医療については、この議会の審議にはならないんです。議員も理解していないし、担当課長もそのとおりで、いつから始まったかもわからない。ましてやこの中の内容なんていうのは、向こうから来たのを我々はただ見るだけなんです。細かい資料も何もないし、説明もただ読んでいるだけです。今、実際それができたときに、どうしてこれがなったのかというのは、いわゆる広域連合に移行した理由としては、国保会計の逼迫というのがあると思うんです。だからこれはどうにかしないとイケないということで、後期高齢者というわざわざ難しい名前も出して、医療にして、全国的に法令にして、今また見直しになっているんですが、せめてある期間はやはり議会の中でも当然議論をしなければならないんです。それにはお互い共通認識をしなければ、これは議論にならないんです。8,000万円余りのものを毎年出しているわけですから、去年に比べて、例えば今回でも一般会計が、去年は費目にもかかわらず、今年は204万出てきたと。この内容についても広域連合での最低査定だからという答弁です。こういう形で我々はこの審議をしても、ただもうめくら判を押すというか、了承するしかない。一般質問ではないので、本当はこういう質疑はイケないんですが、このあり方を、これは議長にも提案したいんですが、今聞いてみると4年に一遍、本部町と今帰仁村で交互に議会も出している。職員は毎年出しているわけですからいいんですが、我々としては、同僚議員がいないということでは情報も入ってこないし、ましてこのデータもとれないし、今のようデータに資料請求しても電話をしないとわからないということになるのでは質疑にならないんです。大切な後期高齢者医療の審議であるので、これについてはこれ以上ここではできませんが、これは次回から、あるいはすぐ補正も出ると思うんですけれども、4年間は空白になりますので、我々はこの議員のいない期間は、担当課は向こうの担当議員を招致するなり、我々が行くなり、あるいはだれか一人委員会でも立ち上げて、その勉強会もしなければ、議案審議になりませんので、今回のことについては提案になりますが、これはもう議長に申し入れしたいと思います。こういう状態の議案では審議になりませんので、それについて担当者の答弁を求めたいと思いますが、善処してください。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

議案の提案のあり方について、あまり大ざっぱすぎるのではないかという御指摘でございます。その件につきまして、もし議案の新年度予算につきましては、増減等の説明の会議はあります。その中で特別会計につきましてももし時間が許せるのであれば、その中で細かい説明をしていきたいと善処したいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。これで今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

日程第4. 「同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について質疑を行います。

この提案理由の中に、任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出しますとありますが、提案者とか、その内容については特別にないんですが、提案の仕方なんですが、単に任期満了のためだけではちょっと具体性に欠けるので、現在の任期が何年であって、それから新しく選任する任期は何月から何月までというものを明記すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。この点については提案者に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

任期のほうは固定資産評価委員の任期は3年でございます。この同意案の中にそれを盛り込むかということでございますけれども、必要とあらば、そういう様式で任期を盛り込んでいくことも可能ですので、検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 たしか任期は3年かとは思いますが、これは前回の提案のときも同じような内容だったので、例規集上は支障ないかとは思いますが、やはり本日質疑をして、あした討論、採決に至ると思うんですが、途中で議事録を見たときに、これはいつ提案して、いつになったのかというのは残らないわけです。ですから不備ではないとは思いますが、やはりあるべきではないかということで提案をして、あしたの最終討論までに直すべきか直さないべきかということについては、議長でお諮りいただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時47分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 答弁漏れがあったようですので、訂正も含めて、再度お答えしたいと思

ます。

任期は3年で、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間ということで、任期を定めて、訂正したいと思います。次回からは提案理由の中にそれも盛り込んで、同意案として提出していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第5. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第6. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午前10時53分)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月27日 午前10時00分		
	閉 会	3月27日 午前10時28分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第10号

平成24年3月27日（火曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第6号	今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第8号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第9号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第10号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	討論・採決
6	議案第11号	今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
7	議案第12号	今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	討論・採決
8	議案第13号	今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	討論・採決
9	議案第14号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
10	議案第15号	村道路線の認定について	討論・採決
11	議案第16号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	討論・採決
12	議案第17号	あらたに生じた土地の確認について	討論・採決
13	議案第18号	字の区域変更について	討論・採決
14	議案第19号	あらたに生じた土地の確認について	討論・採決
15	議案第20号	字の区域変更について	討論・採決
16	議案第21号	平成24年度今帰仁村一般会計予算について	討論・採決
17	議案第22号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	討論・採決
18	議案第23号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	討論・採決
19	議案第24号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	討論・採決
20	同意案第1号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	討論・採決
21	同意案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	討論・採決
22	同意案第3号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	討論・採決
23	決議第1号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
24	陳情第4号	沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情	報告・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
25	意見書第1号	沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書	説明・質疑 討論・採決
26		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
27		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
28		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第6号 今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第6号 今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2.「議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3.「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第9号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第9号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第9号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第10号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第10号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第10号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「議案第11号 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第11号 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第11号 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7.「議案第12号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第12号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第12号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8.「議案第13号 今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第13号 今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第13号 今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9.「議案第14号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第14号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第14号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10.「議案第15号 村道路線の認定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第15号 村道路線の認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第15号 村道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11.「議案第16号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第16号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第16号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12.「議案第17号 あらたに生じた土地の確認について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第17号 あらたに生じた土地の確認について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 あらたに生じた土地の確認について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13.「議案第18号 字の区域変更について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第18号 字の区域変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第18号 字の区域変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14.「議案第19号 あらたに生じた土地の確認について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第19号 あらたに生じた土地の確認について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第19号 あらたに生じた土地の確認について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15.「議案第20号 字の区域変更について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 字の区域変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号 字の区域変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 「議案第21号 平成24年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 平成24年度今帰仁村一般会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号 平成24年度今帰仁村一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 「議案第22号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 「議案第23号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第23号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19.「議案第24号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第24号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第24号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20.「同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」採決を行います。この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定します。

それでは「同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を採決します。

本案について、同意することに賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

○ 議長 久田浩也君 「起立多数」です。

したがって「同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第21.「同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を採決しますが、この際、

起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定します。

それでは「同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を採決します。

本案について、同意することに賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

○ 議長 久田浩也君 「起立多数」です。

したがって「同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第22.「同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」採決を行いますが、この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定します。

それでは「同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を採決します。

本案について、同意することに賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

○ 議長 久田浩也君 「起立多数」です。

したがって「同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第23.「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長 山内 聡君。

○ 議会運営委員長 山内 聡君

決議第1号

平成24年3月27日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	山 内 聰
賛成者	玉 城 克 義
〃	與 儀 常 次
〃	石 川 清 友
〃	座 間 味 邦 昭

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修
(平成24年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修
(平成24年度中に開催される諸研修事業)

平成24年3月27日

今帰仁村議会

○ 議長 久田浩也君 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、会議規則第39条第2項の規

定によって質疑、討論は、省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 「陳情第4号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成24年3月27日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月12日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第4号	沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情	採 択 す べ き も の	終戦直後から絶えることなく連綿と続けられてきた戦没者の遺骨収集の歴史の上で去年は劇的な出来事がありました。沖縄戦没者の遺骨が初めてDNA鑑定という科学的検査方法によって遺族の元へ帰ることができたのです。住民の戦死者の遺骨が遺族の元へ帰るた	

			めには、もうDNA鑑定しかありません。国家が国民を戦死させたことの責任を国民の側から果たさせる意味でもDNA鑑定を実施すべきである。
--	--	--	--

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第4号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第25.「意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第1号

平成24年3月27日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者 東恩納 寛 政

賛成者 座間味 邦 昭

〃 内 間 利 三

〃 玉 城 克 義

〃 山 内 聰

〃 山 城 太

沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」が2011年7月7日に厚生労働省、援護局外事室において【これから県内で出土する遺骨で歯がある遺骨はDNA鑑定をして下さい】との要請を行いました。これに対する外事室室長からの回答は「戦没者の遺骨の身元を特定して遺族の元へ帰す為、沖縄戦戦没者の遺骨は全部DNA鑑定をやります」という回答でした。要請に対する回答としては満足のいく回答でした。しかし、実際に遺族の元へ帰すには、今度は沖縄戦全遺族の側の（希望者の）DNA鑑定の作業を行う必要があります。遺骨と遺族の両方のDNAの照合が必要なのです。このことは日本において初めての事ではありません。シベリアの遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけたのです。そのおかげで800体余の遺骨が遺族の元へ帰ることができました。

沖縄においては「ガマフヤー」要請により2011年2月22日に判明した千葉県の朽方精さん一人のみです。沖縄でも同じようにして下さいという要望です。沖縄ではこれまでに出土した戦没者の遺骨は記名のある遺品を伴ってなければ身元の特定につながらず、遺族の元へ帰ることはできませんでした。兵隊ですら記名遺品を伴う出土は5%未満であり、住民にいたっては皆無です。戦死者の遺骨が遺族の元へ帰るためにはDNA鑑定しかありません。遺族の高齢化を考えると残された時間は多くありません。戦没者の遺骨を遺族の元へ帰す為、そして国家が国民を戦死させた責任を国家として果たす意味でも沖縄戦遺族のDNA鑑定の実施を要請します。

記

1. 沖縄戦遺族のDNA鑑定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書」は会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書」は、原案のとおり採択されました。日程第26.「閉会中の継続審査申出書」を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27.「閉会中の所管事務調査申出書」を議題といたします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

日程第28.「閉会中の所管事務調査申出書」を議題といたします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第1回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時28分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 内 聰

署名議員 與那嶺 好 和